

子どもが まんなか 子育て応援団ひだか

日高市次世代育成支援行動計画

後期計画

平成 22 年 3 月

日 高 市

はじめに

日高市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年に次世代育成支援行動計画前期計画を策定し、各種施策を推進してまいりました。

しかしながら、長引く不況の影響や子どもを取り巻く環境の変化により、子育て環境は依然として厳しく、また合計特殊出生率は国及び県の水準を下回っている状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、「子どもが まんなか 子育て 応援団ひだか」の基本理念のもと、平成26年度までの5か年の後期計画を策定いたしました。少子化に歯止めをかけ、子育ての負担を軽減するため、子育ても仕事も充実するまちづくりに取り組み、目標の達成に努めてまいります。

そして緑と清流があふれ、あらゆる産業が元気で、すべての市民が明るく^い活^いき活^いきと暮らすまち日高で、子どもを安心して生み、すべてのこどもたちが健やかに育つよう、地域、事業所、行政一体となって行動計画を推進してまいりたいと存じます。

終わりに計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言を賜りました多くの市民の方々をはじめ、日高市次世代育成支援行動計画策定委員会委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成22年3月

日 高 市 長

目 次

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨	1
1 . 計画策定の背景・趣旨	1
2 . 計画の性格	2
3 . 計画の期間	2

第 2 章 日高市次世代育成支援の現状と課題

第 1 節 少子化と家庭環境の現状.....	3
1 . 少子化の動向	3
2 . 子育て家庭の状況	13
第 2 節 子育て支援サービスの状況	16
1 . 保育所（園）の状況	16
2 . 家庭保育室の状況	17
3 . 幼稚園の状況	18
4 . 学童保育室の状況	19
5 . すこやか親子支援事業	20
6 . 公園などの遊び場	21
7 . 子どもや家庭への支援	22
8 . 子どもや保護者、ボランティアによる地域活動	24
第 3 節 ニーズ調査結果からみた子育て状況.....	26
第 4 節 前期計画特定 14 事業の進捗及び評価と課題	35

第 3 章 計画策定の基本的な考え方

第 1 節 基本理念	37
第 2 節 基本的な視点	38
第 3 節 基本目標	39
第 4 節 施策の体系	40

第 4 章 個別施策の展開

基本目標 1 子育て家庭を支援するまち	43
基本施策 1 - 1 子どもと親の健康づくりの推進.....	43
基本施策 1 - 2 地域における子育ての支援	47
基本施策 1 - 3 子育てにかかる経済的負担への支援.....	50
基本目標 2 子育ても仕事も充実するまち	51
基本施策 2 - 1 子育てと仕事の両立の推進	51
基本施策 2 - 2 仕事と生活の調和の推進.....	53
基本目標 3 子どもが安心して暮らせるまち.....	54
基本施策 3 - 1 子どもの安全の確保	54

基本施策 3 - 2	子育てを支援する生活環境の整備	56
基本施策 3 - 3	要保護児童への対応	57
基本目標 4	子どもが楽しく遊び、学べるまち	60
基本施策 4 - 1	子どもの遊びへの支援	60
基本施策 4 - 2	多様な体験機会の確保	62
基本施策 4 - 3	特色ある教育の充実	64
基本施策 4 - 4	次代の親の育成	66
第 5 章	目標事業量の設定	
第 1 節	特定事業の目標事業量とニーズ量	69
第 2 節	後期計画における特定事業の目標設定（平成 26 年度）	72
1 .	通常保育事業	72
2 .	延長保育事業	72
3 .	夜間保育事業	73
4 .	トワイライトステイ事業（子育て短期支援事業）	73
5 .	休日保育事業	74
6 .	病児・病後児保育事業	74
7 .	放課後児童健全育成事業（学童保育室）	75
8 .	地域子育て支援拠点事業	75
9 .	一時預かり事業（一時的保育事業）	76
10 .	ショートステイ事業（子育て短期支援事業）	76
11 .	ファミリー・サポート・センター事業	77
第 6 章	次世代育成支援行動計画の推進体制	
1 .	取組方針	79
2 .	庁内推進体制	79
3 .	地域推進協議会の設置	79
4 .	計画の進捗管理と点検・評価	80
資 料 編		
次世代育成支援行動計画後期計画策定の経緯		81
日高市次世代育成支援行動計画策定委員会要綱		82
日高市次世代育成支援行動計画策定委員会 委員名簿		83
日高市福祉計画検討委員会設置規程		84
各種調査の概要		87

第 1 章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景・趣旨

国は、少子化の進行に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを育成する家庭の支援と子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」¹を制定しました。

この法律に基づき、日高市では、子どもを中心に、まち全体で、次代の社会を担うすべての子どもたちが健やかに育成され、元気になれるまちづくりを目指した「日高市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を平成17年3月に策定し、子育て支援にかかる各施策を推進しています。

こうした取り組みが全国的に行なわれているものの、平成17年には国の総人口が初めて減少し、合計特殊出生率²も1.26と過去最低となりました。

このようなことから、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、平成18年6月、国の少子化社会対策会議において、「社会全体の意識改革」と「子どもと家族を大切にする」観点から「新しい少子化対策について」が決定されました。

さらに、平成19年12月の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議においては、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていくことが必要とされました。

日高市においても、こうした状況を踏まえつつ、前期計画を見直し、新たに次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定することとなりました。

1 次世代育成支援対策推進法とは、平成27年3月までの時限立法で、市町村の他、都道府県や一般事業主、特定事業主も行動計画の策定が義務づけられている。

2 合計特殊出生率とは、その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

2. 計画の性格

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づき、日高市におけるすべての子どもと家庭を対象に、家庭、地域、事業所、行政などが子育てに取り組む方向性を示すものです。

この計画は日高市総合計画「新日高未来辞典」をはじめ、日高市地域福祉計画などの既存計画と整合性を図った次世代育成支援対策に関する総合的な計画です。

この計画は、市民ニーズや市民の代表で構成される日高市次世代育成支援行動計画策定委員会、日高市福祉計画検討委員会などの意見を反映させたものです。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間です。

前期行動計画					後期行動計画				
平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度



見直し



第 2 章

日高市次世代育成支援の現状と課題

第1節 少子化と家庭環境の現状

1. 少子化の動向

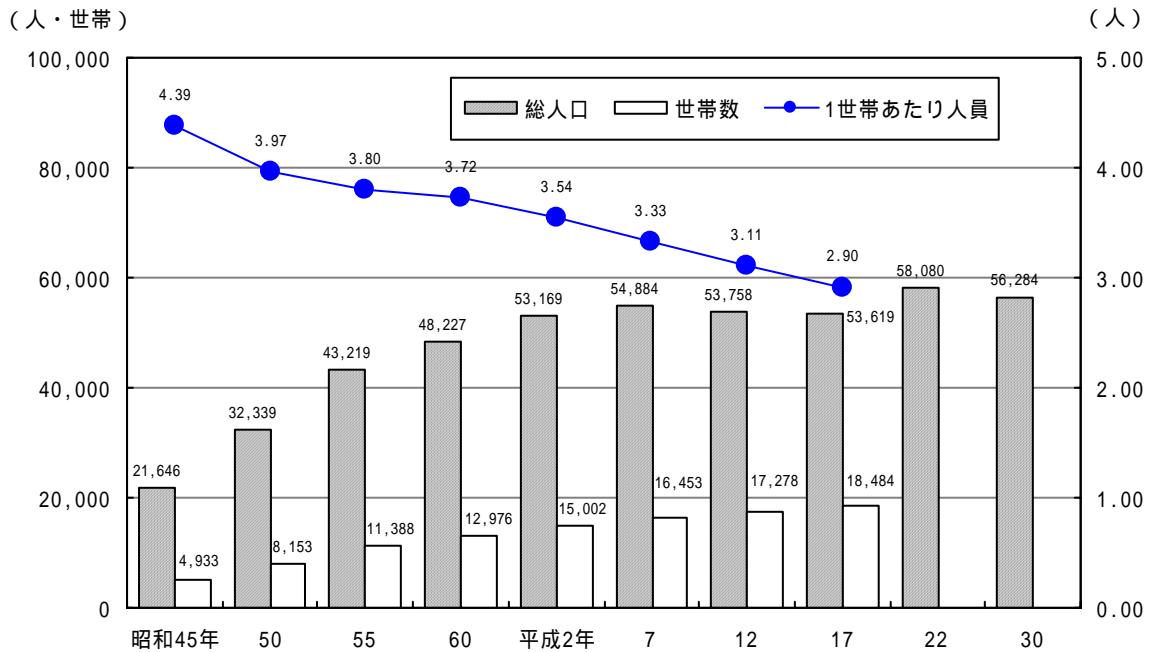
(1) 人口の推移

人口と世帯数の推移

人口は、昭和45年から平成7年にかけて増加し、その後は減少傾向にあります。子ども福祉課の人口推計¹によると、近年の転入などによる人口増加に伴い、平成22年では再び増加傾向となりますが、現在の少子化の傾向と開発緩和制度の対象地域の縮小により、平成30年では減少に転じるものと予測されます。

また、1世帯あたり人員をみると昭和45年から減少を続け、平成17年には2.90人となっています。

人口と世帯数の推移（日高市）



資料：昭和45年から平成17年までは国勢調査（各年10月1日現在）。平成22年以降は、推計値（各年4月1日現在）。

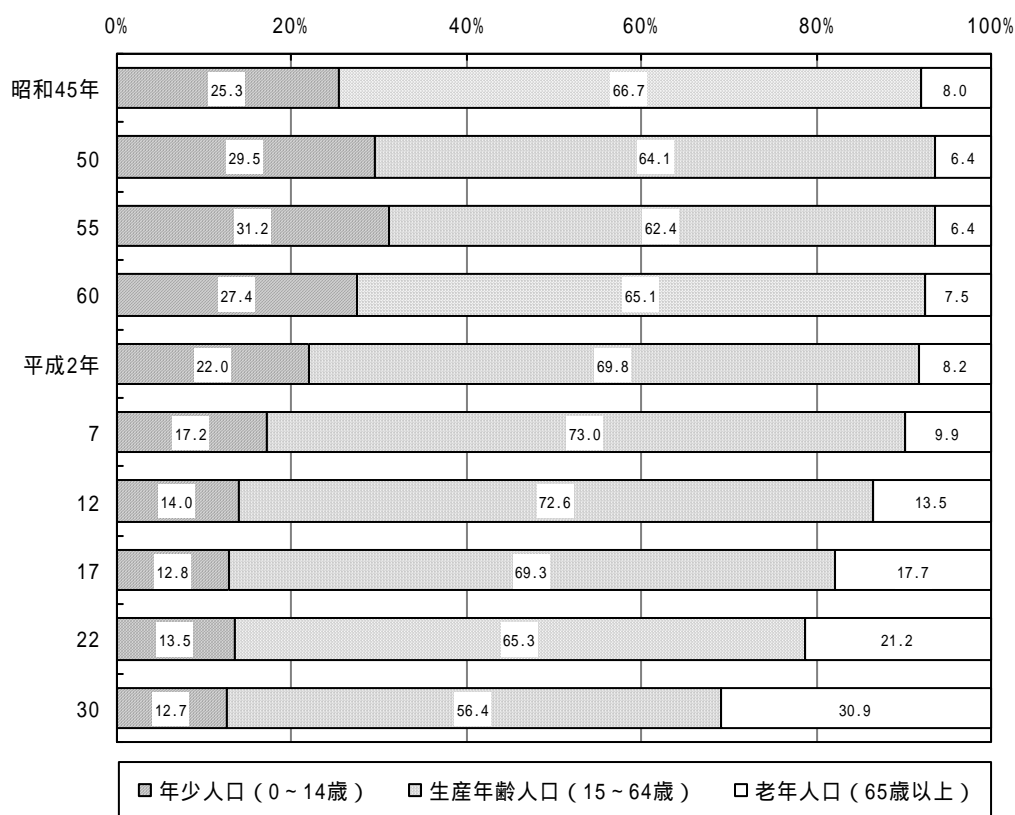
¹ 人口推計はコーホート変化率法による。コーホート変化率法とは、ある時期の年齢階層1歳ごとの変化率を算出し、その変化率が将来にわたって継続するものと仮定する推計方法。0歳児の出現数は、婦人子ども比により算出される。

人口構成をみると、年少人口は昭和 55 年をピークに減少し、平成 17 年には 12.8%まで減少しました。推計によると、平成 30 年には 12.7%になることが予測されます。

一方、老年人口においては、昭和 50 年から増え続け、平成 30 年には 30.9%になると予測されます。

このように、少子化の影響による年少人口の減少と、それに伴う生産年齢人口の減少、さらに老年人口の増加が加速することで人口構造の変化が生じ、経済社会に大きな影響を与えることが懸念されます。

人口構成（年齢 3 区分）の推移（日高市）



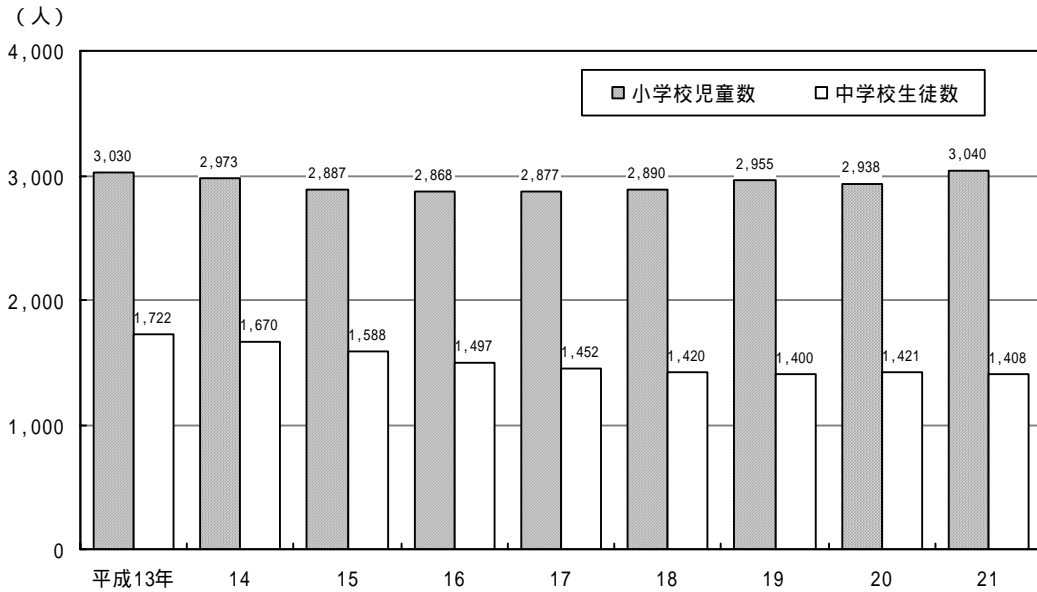
資料：昭和 45 年から平成 17 年までは国勢調査（各年 10 月 1 日現在）。平成 22 年以降は、推計値（各年 4 月 1 日現在）。

児童・生徒数の推移

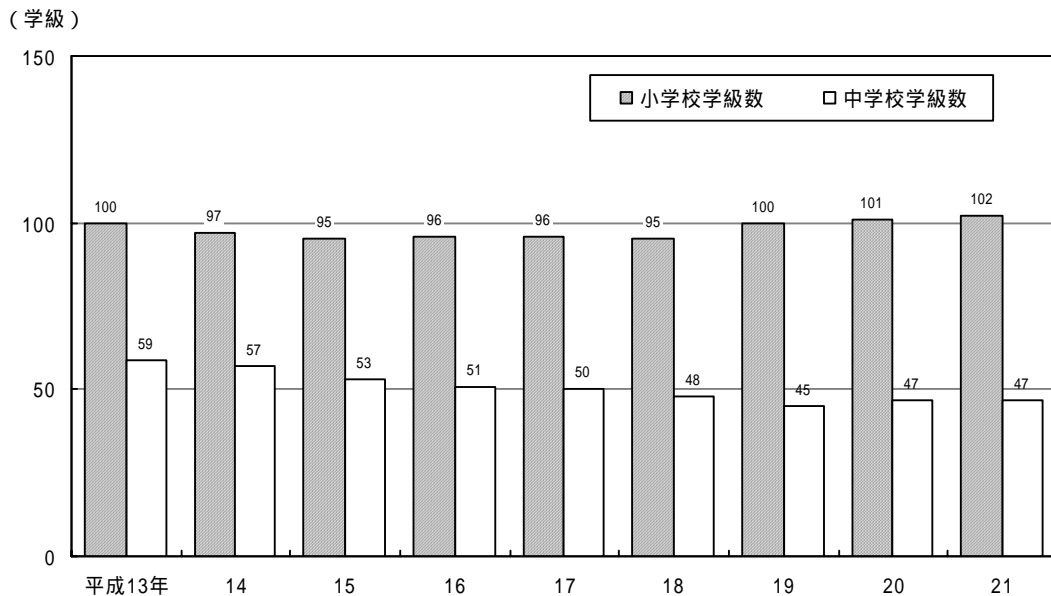
児童・生徒数は、小学校では平成16年までは減少し、平成17年からは増加傾向にあり、中学校では平成19年まで減少し、その後ほぼ横ばいの状況にあります。

また、学級数についてもほぼ同様の傾向となっています。

児童・生徒数、学級数の推移（日高市）



資料：教育委員会（各年5月1日現在） 市内公立小中学校児童・生徒数



資料：教育委員会（各年5月1日現在）

(2) 出生の動向

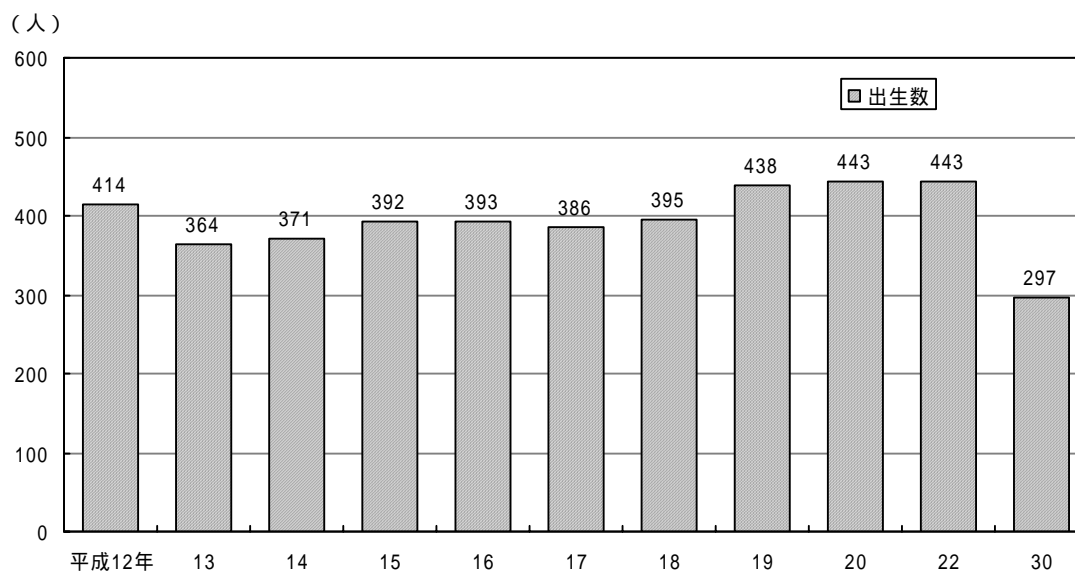
出生数の動向

出生数は、平成12年から平成18年にかけては400人前後となっていました。平成20年には443人と増加の傾向を示しています。

これは、近年の転入などによるものと考えられます。

しかしながら、合計特殊出生率の低迷及び生産年齢人口の減少等の影響により、平成30年には297人まで減少すると予測されます。

出生数の推移（日高市）



資料：平成12年から平成19年は保健統計年報（埼玉県保健医療部保健医療政策課）各年12月末日。

平成22年、30年については推計値（各年4月1日現在）



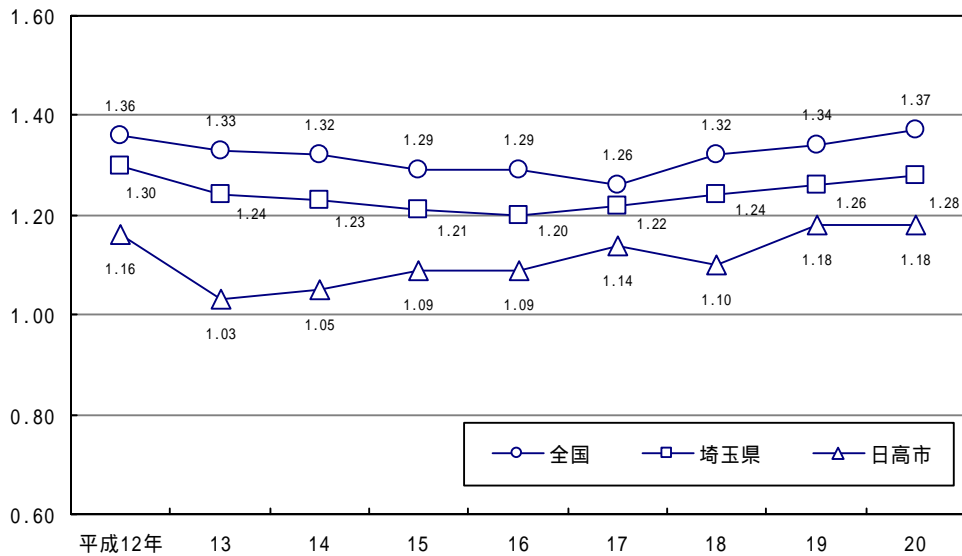
合計特殊出生率の推移

日高市における合計特殊出生率は、平成13年から平成20年にかけて0.15ポイントの増加となっており、近年では若干上昇傾向を示しています。

しかしながら、依然として人口置換水準¹を大きく下回る状況が続いており、全国及び埼玉県に比べて低いものとなっています。

合計特殊出生率の推移

(合計特殊出生率)



資料：保健統計年報（埼玉県保健医療部保健医療政策課）

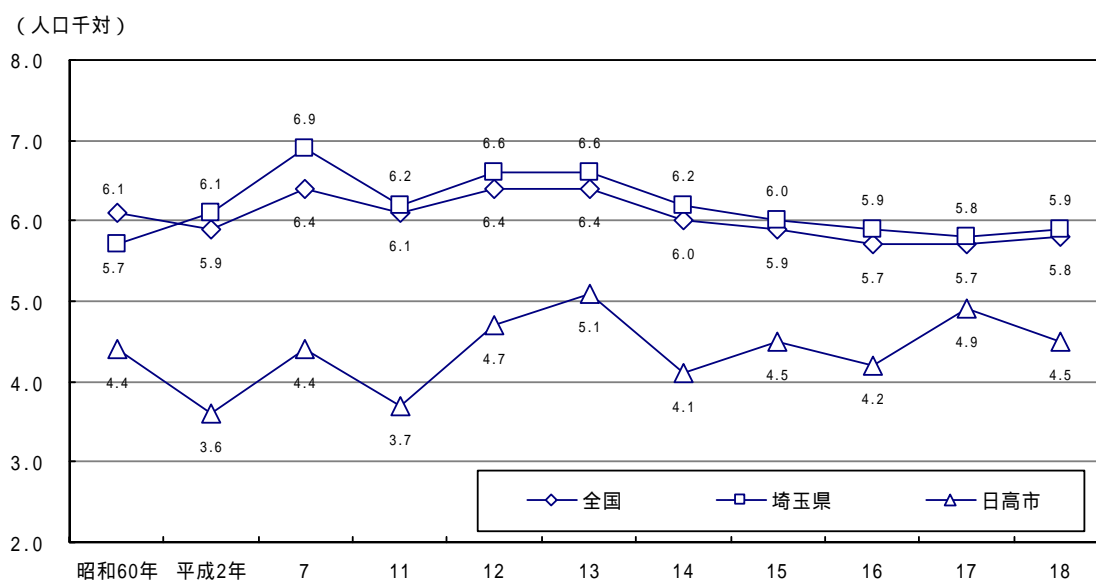
1 長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準を「人口置換水準」という。この水準を下回ると人口が減少することになり、人口学の世界では、この水準を相当期間下回っている状況を「少子化」と定義している。標準的な水準は2.1前後、近年の日本における値は2.07～2.08であるが、男女の出生性比等の違いによって変動する。

(3) 婚姻の動向

婚姻率の比較

日高市における婚姻率（人口千対）の推移では、昭和60年から平成18年にかけて4.5を前後しています。1970年代前半（昭和45年から昭和49年）の第2次ベビーブーム期の婚姻率は概ね10.0以上であったことから、近年では日高市だけでなく、全国・全県的に半分近くまで落ち込んでいることがわかります。

婚姻率（人口千対）の比較

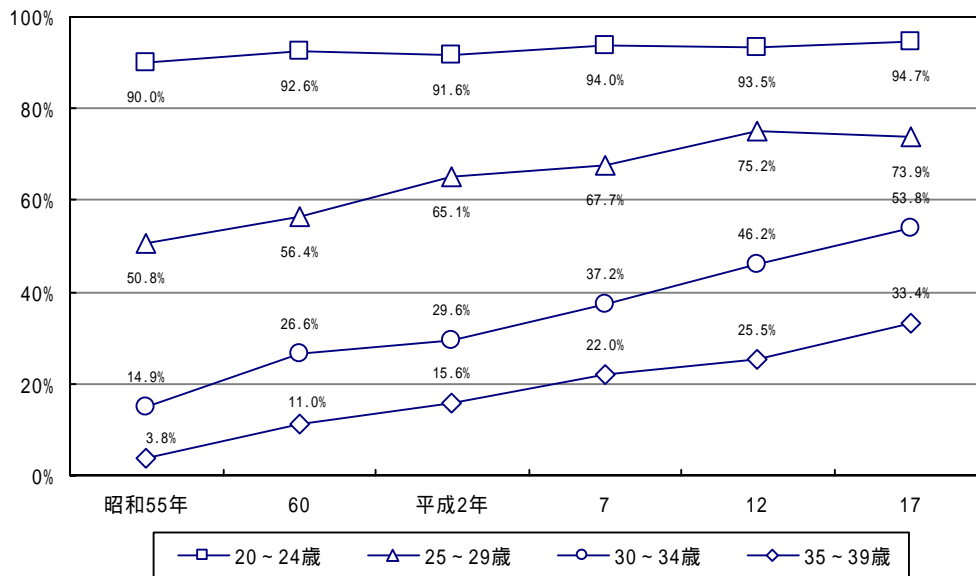


資料：埼玉県坂戸保健所。人口千対=(年間婚姻数/市人口【10月1日現在】)×1,000

未婚率の比較

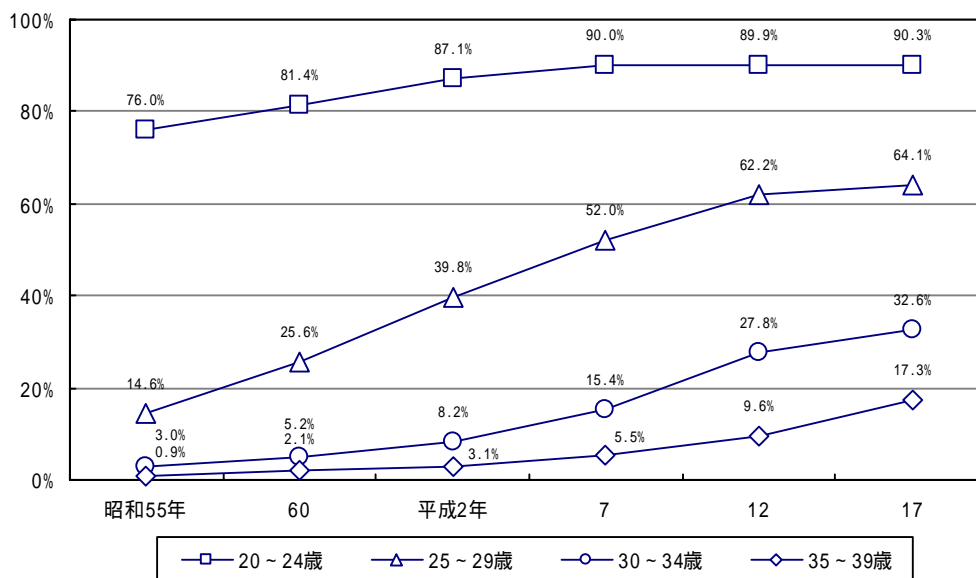
日高市における未婚率を男女別にみると、昭和55年から平成17年にかけて男性・女性ともに25～39歳で増加傾向となっています。このうち、25～29歳の女性については、昭和55年には14.6%であったものが、平成17年には64.1%と大きく上昇しています。日高市においても、近年では、未婚化・晩婚化が急速に進行していることがわかります。

未婚率（男性）の推移（日高市）



資料：国勢調査

未婚率（女性）の推移（日高市）



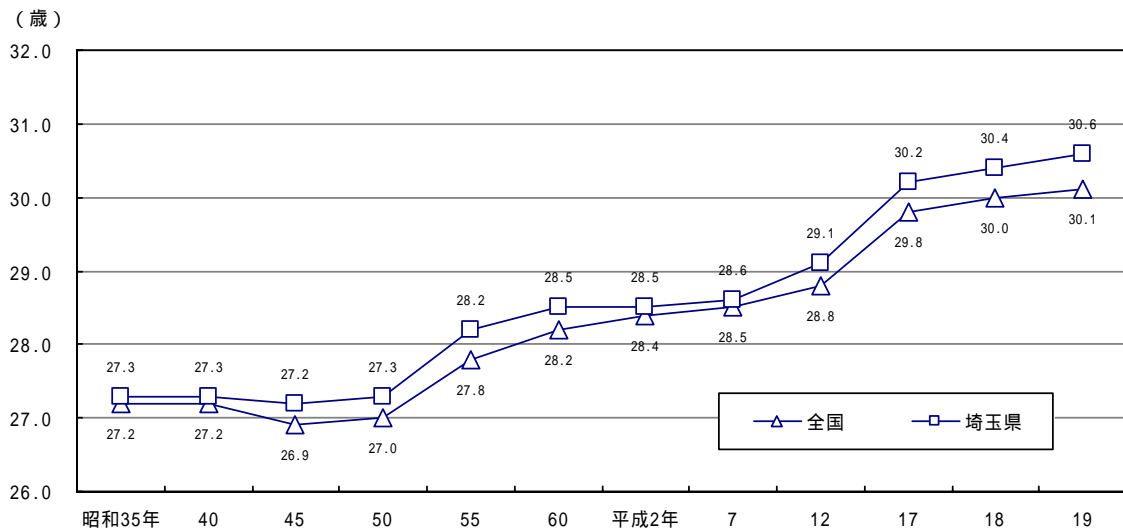
資料：国勢調査

平均初婚年齢の比較

全国と埼玉県の平均初婚年齢の推移は、昭和35年から昭和45年にかけて夫妻とも25歳前後であったものが、平成19年では夫が30歳、妻が28歳と上昇傾向を続けており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進行していることがわかります。

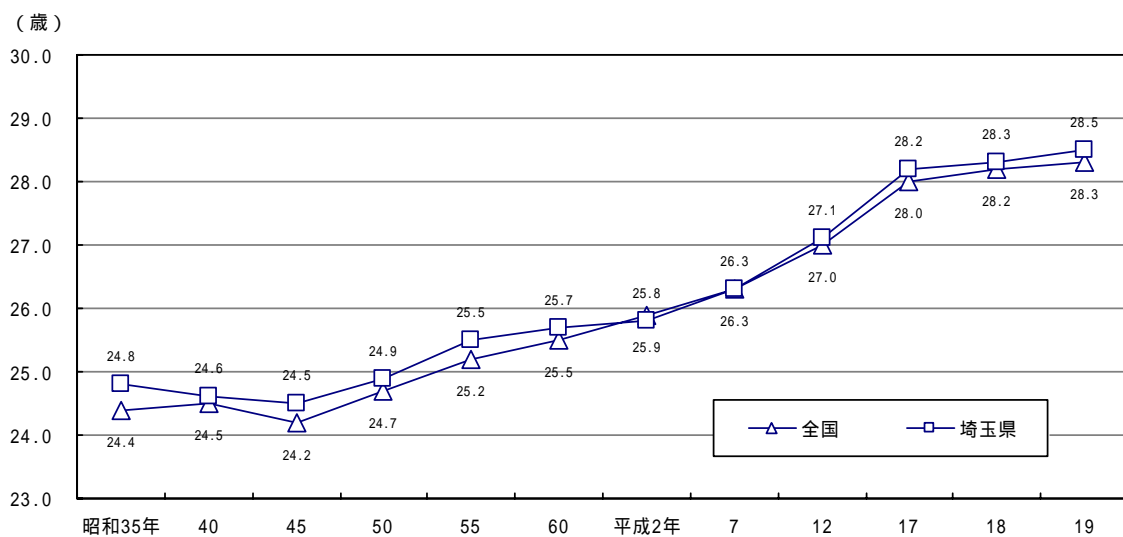
結婚しない人の割合が増加すれば、出生数の減少に直接的な影響を与えます。このような未婚化・晩婚化の現象は少子化の要因のひとつといえます。

平均初婚年齢（夫）の比較



資料：埼玉県の人口動態概況

平均初婚年齢（妻）の比較



資料：埼玉県の人口動態概況

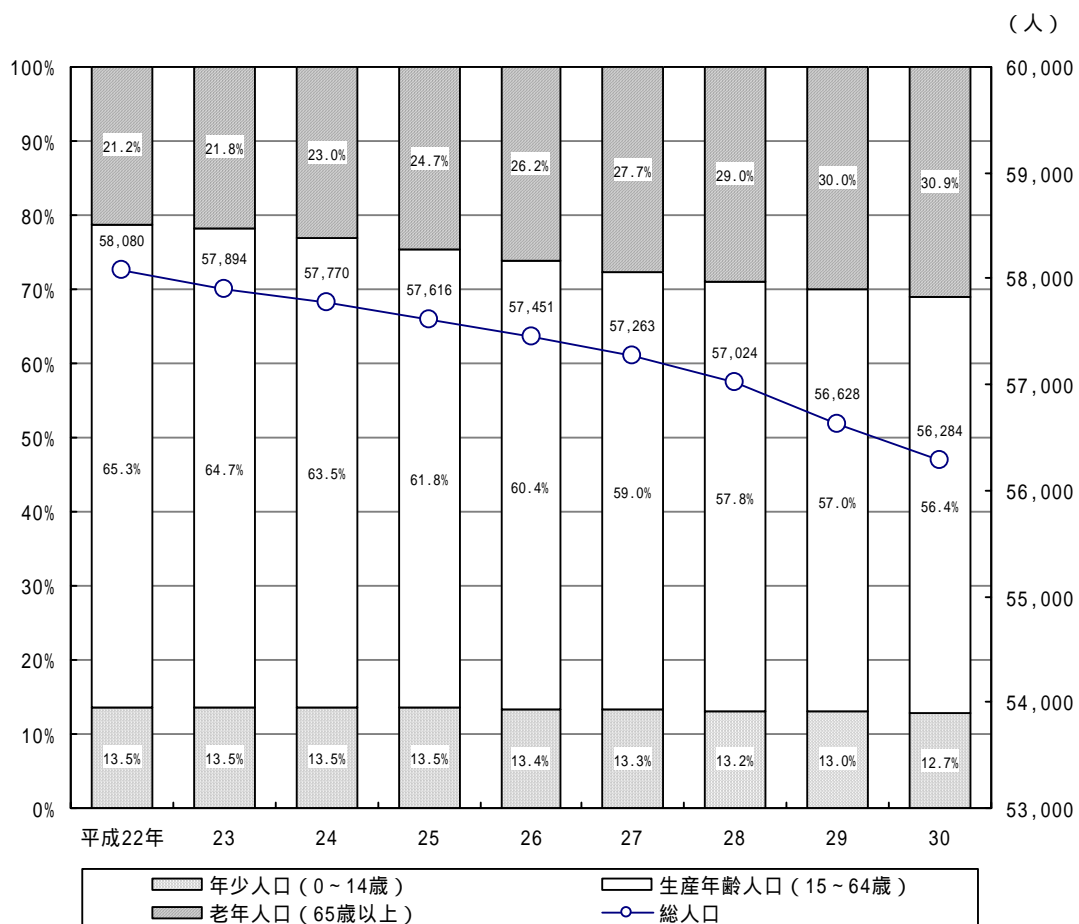
(4) 人口の将来予測

人口・人口構成の推移

人口推計によると、人口は平成22年から平成30年にかけて1,796人減少することが予測されています。人口構成では、年少人口が0.8ポイントの減少、生産年齢人口が8.9ポイントの減少、老年人口では9.7ポイントの増加が見込まれています。

今後日高市においては、少子化を伴う生産年齢人口の減少及び超高齢社会¹への移行が着実に進行していくと予測されます。

日高市の人口推計（人口・年齢3区分）



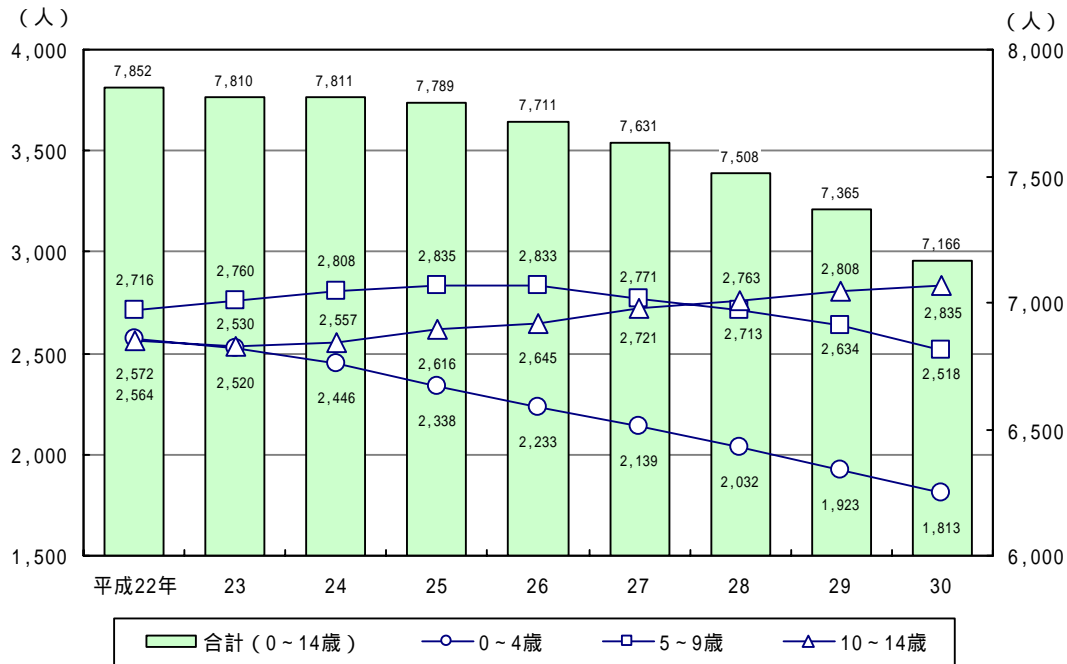
資料：子ども福祉課（各年4月1日現在）

¹ 一般的に、老年人口が7%~14%を高齢化社会、14%~21%を高年齢社会、21%~を超高齢社会という。

年少人口（0～14歳）の推移

年少人口（0～14歳）は、平成22年から平成30年にかけて686人減少することが予測されます。年齢5歳階級別にみると0～4歳の減少が著しく759人の減少が見込まれています。

日高市の人口推計（0～14歳年少人口）



資料：子ども福祉課（各年4月1日現在）



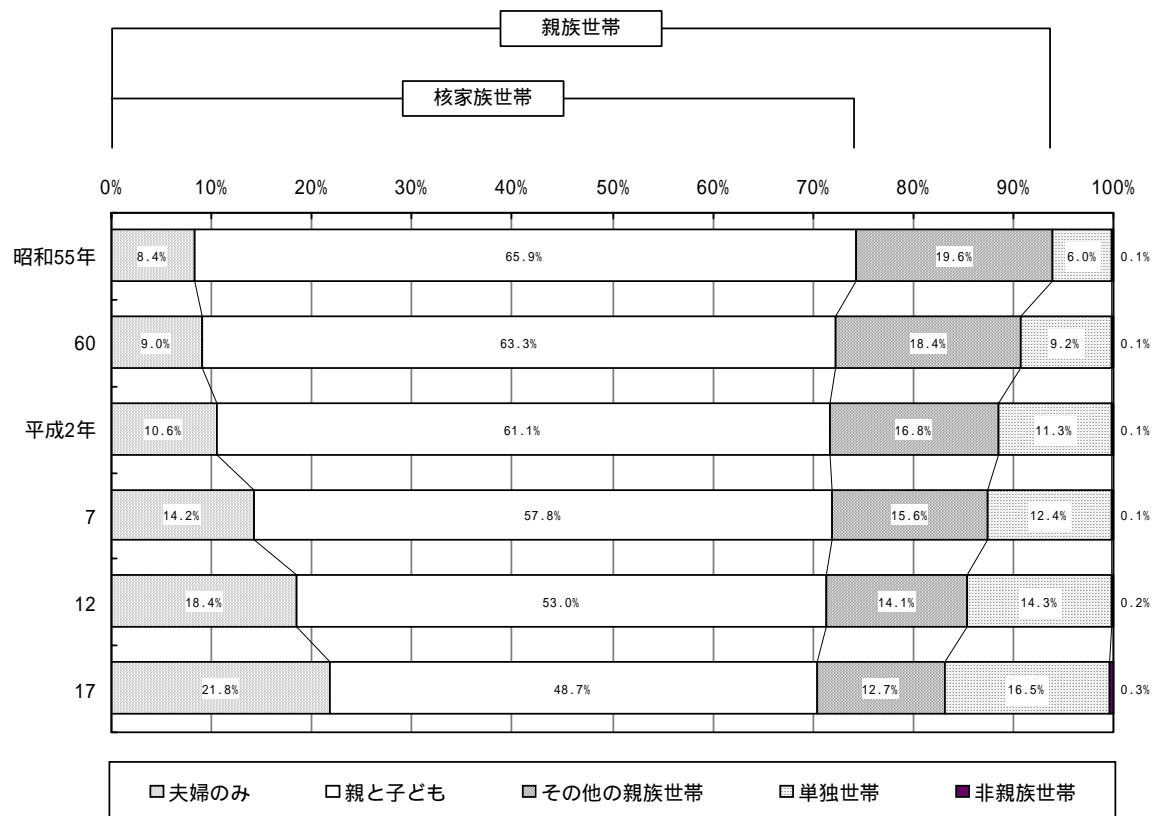
2. 子育て家庭の状況

(1) 世帯の動向

家族形態の変化

世帯の家族類型比率をみると、昭和55年から平成17年にかけて単独世帯や夫婦のみの世帯が増加しており、親と子どもの世帯は減少傾向にあります。

世帯の家族類型比率の推移（日高市）



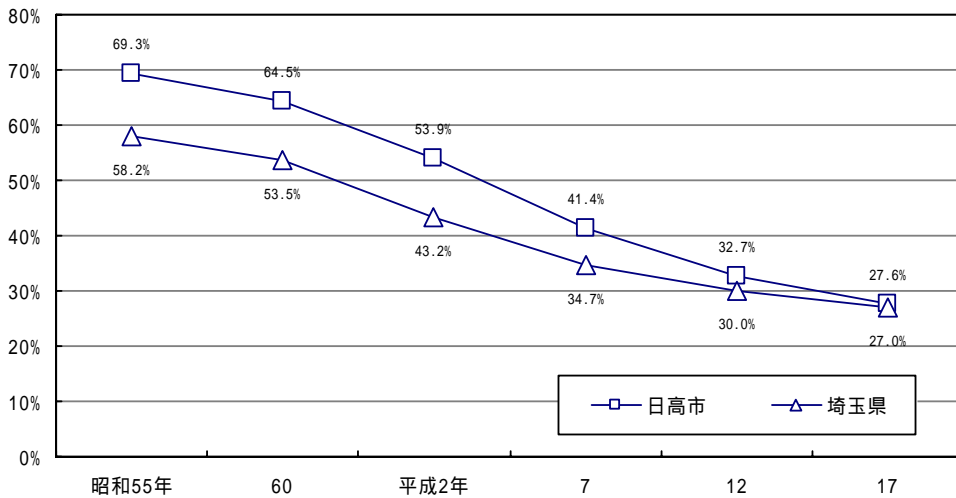
資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいる世帯

一般世帯¹のうち、18歳未満の子どもがいる世帯は、昭和55年は69.3%、平成17年は27.6%と年々減少しており、子どものいる世帯が減少し続けていることがわかります。

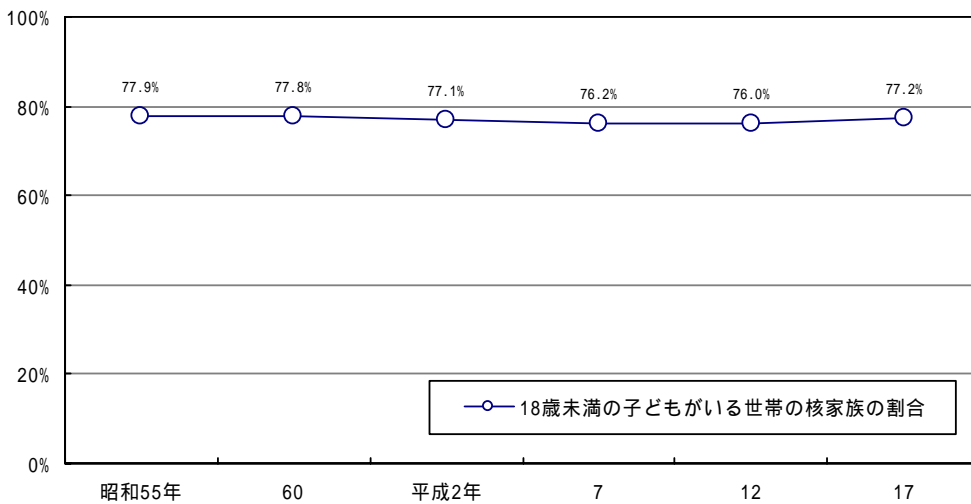
また、18歳未満の子どもがいる世帯のうち核家族の割合は、昭和55年から平成17年にかけて77%前後の推移となっており、18歳未満の子どもがいる核家族が多いことがわかります。

一般世帯のうち18歳未満の子どもがいる世帯の推移（日高市）



資料：国勢調査

18歳未満の子どもがいる世帯のうち核家族の割合（日高市）



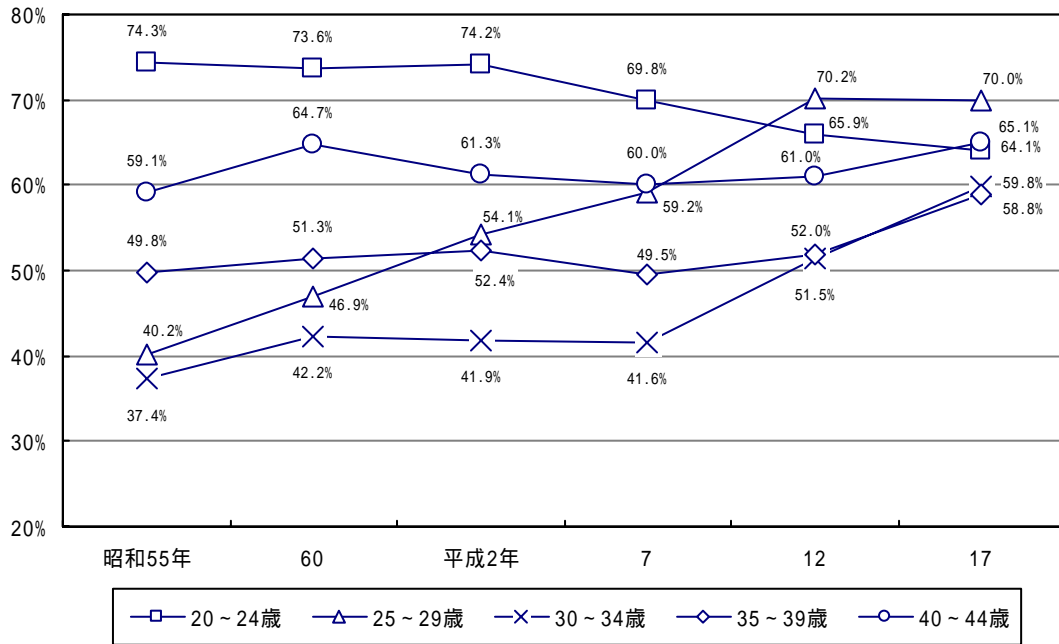
資料：国勢調査

1 総世帯数から学生寮の入居者や病院に入院している者等を除いた世帯

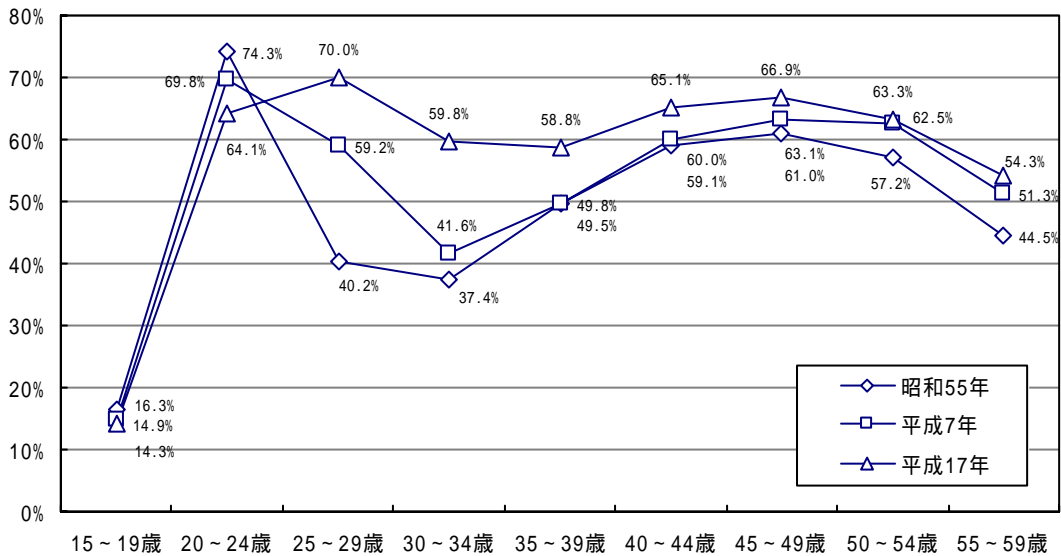
(2) 女性の就労状況

女性の就業率をみると、昭和55年から平成17年にかけて25～44歳で就業率が上昇しているのがわかります。また、年齢階級別にみると結婚や出産・子育て期にあたる年齢層の30～34歳の就業率が低く、子育てがある程度落ち着く年齢層の40～44歳で就業率が高くなっていることがわかります。

年齢階級別女性就業率（日高市）



資料：国勢調査



資料：国勢調査

第2節 子育て支援サービスの状況

1. 保育所（園）の状況

保育所（園）は、公立が3か所、私立が5か所の合わせて8か所あります。

入所児童は増加し続けており、特に低年齢児の希望が増えています。

保育時間はおおむね7時30分から18時30分で、最長19時までとなっています。

また、各保育所（園）では、一時的保育や育児相談、地域の乳幼児とその保護者を対象とした園庭開放事業を実施するなど多様な保育ニーズに対応した事業を実施しています。さらに、障がい児保育についても、ほとんどの保育所（園）で実施しています。

保育所（園）の概要及び児童数の推移

名称	区分	所在地	対象年齢	定員
高麗川保育所	公立	原宿69-2	1~5歳	100
高麗保育所	公立	梅原5-2	1~5歳	90
高根保育所	公立	下鹿山490-1	6ヶ月~5歳	120
高萩保育園	私立	高萩1136-2	6ヶ月~5歳	120
開栄保育園	私立	旭ヶ丘720-4	産休明け~5歳	90
あさひ保育園	私立	森戸新田99-4	産休明け~5歳	120
日高こどもえん保育園	私立	新堀159	産休明け~3歳	60
晃伸保育園	私立	中鹿山359	6ヶ月~5歳	60

資料：子ども福祉課（平成21年4月1日現在）

	入所者数内訳							合計入所者数	定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			
平成17年	14	60	98	134	147	166	619	580	
平成18年	20	80	110	140	155	155	660	640	
平成19年	25	74	128	156	169	165	717	700	
平成20年	34	86	116	181	176	177	770	745	
平成21年	31	104	133	167	197	181	813	760	

資料：子ども福祉課（各年4月1日現在、管外受託分を含む）

2. 家庭保育室の状況

一般家庭を開放し、生後8週間から3歳児未満の乳幼児を保育しています。

家庭保育室の概要及び児童数の推移

名称	所在地	定員
鈴木家庭保育室	南平沢874-1	6
シオン子どもの家保育室	原宿259-50	10
武蔵台わんぱく保育園	武蔵台1-26-9	20

資料：子ども福祉課（平成21年4月1日現在）

	施設数	入室者数内訳				
		0歳	1歳	2歳	総入室者数	定員
平成17年	3	3	3	3	9	22
平成18年	3	1	3	3	7	22
平成19年	3	0	2	2	4	22
平成20年	3	3	5	1	9	22
平成21年	3	0	8	6	14	36

資料：子ども福祉課（各年4月1日現在、市委託分のみ）



3. 幼稚園の状況

幼稚園は現在4園あり、いずれも私立幼稚園となっています。

また、通常保育の他、保育時間を延長して預かる「預かり保育」や育児相談など、多様なサービスを提供しています。

幼稚園の概要及び利用者数の推移

名称	区分	所在地	定員
さやまが丘幼稚園	私立	下鹿山 523	280
たかはぎ幼稚園	私立	高萩 2200	290
日高富士見台幼稚園	私立	新堀 150-3	240
フレンド幼稚園	私立	台 589-9	140

資料：子ども福祉課（平成21年4月1日現在）

	施設数			入園者数内訳				
	公立	私立	合計	3歳	4歳	5歳	合計入園児数	定員
平成17年	0	4	4	184	305	303	792	880
平成18年	0	4	4	204	312	313	829	880
平成19年	0	4	4	214	340	319	873	950
平成20年	0	4	4	188	332	343	863	950
平成21年	0	4	4	227	333	334	894	950

資料：子ども福祉課（各年5月1日現在）



4. 学童保育室の状況

学童保育室は現在 7 か所あります。保育時間は、放課後から 18 時 30 分まで、学校休業日は 8 時 00 分から 18 時 30 分までとなっています。また、障がい児保育を行っている保育室もあります。

学童保育室の利用者数の推移

学童保育室名	在籍児童数	定員
高根学童保育室	58	50
高麗川学童保育室	50	60
武蔵台学童保育室	31	40
高萩学童保育室	64	60
高麗学童保育室	23	40
高萩北学童保育室	78	60
高麗川かえで学童保育室	58	60

資料：子ども福祉課（平成 21 年 4 月 1 日現在）。児童数は条例に基づく在籍児童数。

	学童保育室数	利用児童数			
		1 学年	2 学年	3 学年	合計
平成 17 年	6	112	70	35	217
平成 18 年	6	112	104	75	291
平成 19 年	6	117	119	99	335
平成 20 年	7	118	113	102	333
平成 21 年	7	134	123	105	362

資料：子ども福祉課（各年 4 月 1 日現在）。児童数は条例に基づく在籍児童数。

5. すこやか親子支援事業

保健相談センターでは、母子保健法に基づき、次のような事業を行っています。

(1) 母子健康手帳の交付

妊娠早期からの支援を行うため、妊産婦、乳幼児の健康状態を記録し、各種保健・育児に関する情報を提供できる手帳を交付しています。毎年、約8割の妊婦が妊娠11週以前に、交付を受けています。

(2) 妊婦健康診査

健やかな妊娠期を送るため、各医療機関で妊婦一般健康診査や超音波検査、HIV（エイズウイルス）抗体検査が受診できるよう受診票を発行し、妊婦の健康管理を支援しています。妊婦一般健康診査については、約9割の人が受診しています。

(3) パパ・ママ教室（両親学級）

妊婦とその夫や家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する知識を普及するとともに、子育ての仲間をつくる機会となるように教室を開催しています。5回を1コースとし、3回目を土曜日に設定したことにより夫婦での参加が多くなっています。

(4) 乳幼児健康診査

4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、身体計測や診察などを行うとともに、疾病や発達の遅れの早期発見及び育児相談による子育て支援に努めています。毎年、9割前後の受診率となっていますが、年齢が上がるにつれて受診率は低くなっています。

また、平成15年度からは、4か月児健康診査において、絵本の紹介や配布を行う「ブックスタート」を導入しています。

さらに、未受診者を対象に、文書や電話、家庭訪問による相談及び支援を行っています。

(5) 10か月児保育相談

10か月児を対象に、身体計測や保育相談などを行うとともに、相談の待ち時間を利用して、ボランティアの協力による「絵本をとおした親子のふれあい」を推進しています。毎年、9割前後の来所率となっており、育児不安による相談も多くなっています。

(6) 妊産婦・新生児・乳幼児訪問

妊産婦と新生児、乳幼児の中で、家庭訪問による支援が必要と思われる人を対象に、保健師による相談を行っています。平成20年度から事務委譲を受けて、未熟児訪問も行っています。相談内容としては、出産後の母の精神面での訴えが増えています。

(7) 育児学級

3～4か月児や1歳未満児、1歳児などとその保護者を対象に、身体計測や乳幼児の育児講話を行うとともに、親子あそびの体験をしたり、親同士が交流できる教室を行っています。教室参加者が、その後も交流している姿がみられます。

(8) 予防接種

ポリオを集団接種で、また、BCG、麻しん・風しん混合、三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎を個別接種で行っています。

6. 公園などの遊び場

日高総合公園をはじめとして、4か所のちびっ子広場、4か所の子ども広場、67か所の都市公園があります。

また、小・中学校の夏季休業中には、中学生以下が無料で利用できる市民プールが開放されます。

7. 子どもや家庭への支援

相談や情報提供など子どもやその家庭への支援を行っています。

(1) 家庭児童相談室

18歳未満の児童及び保護者を対象に、子どもや子育てに生じる問題の解決を図るため、電話や面接による相談や訪問を行っています。

また、利用を促進するため、相談室の周知に努めています。

(2) 障がいや発達に遅れがある子どもへの支援

乳幼児健康診査などで、身体的・精神的な発達面について支援が必要な子どもに対し、保健師の訪問による相談を行っている他、親子教室として「福祉幼児教室(つくしんぼ教室)」を行っています。

また、知的障がい児に対しては、相談や支援を行うとともに、各種サービスを受けやすくするための療育手帳が交付されています。

集団保育が可能な子どもについては、保育所の入所基準により障がい児保育を行っています。

(3) 児童ふれあいセンター・高根児童室

親子の交流、子ども同士の遊びや子育て中の保護者の交流の場として開放しています。

指導員による遊びの提供や、定期的にイベントを行なっています。また、子育て相談も行っています。

(4) 公民館

各学校区に公民館があり、全部で6か所となっています。

小学生を対象にした、文化・芸術などの教室を行っています。

また、未就園児を対象とした幼児教室などが実施されている他、主に未就園児を対象とした子育てサークルなどが活動しています。

(5) 図書館

本の貸し出しの他、毎週水曜日・土曜日に職員やボランティアによる絵本の読み聞かせなどをする「おはなしポケット」や、子ども読書週間、夏休み等にも音楽会やかがくあそび、子ども向け講座などの楽しい催しをたくさん行っています。

また、ボランティアの作成による布絵本の貸し出しなども活発に行われています。

(6) 教育センター

子どもや保護者、教員を対象に、電話・面接相談を行っています。

また、学校適応指導教室「ユリイカ」があり、長期にわたり登校できずにいる小・中学生を対象に、自習学習や集団活動を行っています。

(7) 児童家庭支援センター「シャローム」

地域の児童問題、家庭、家族の問題について地域や家庭からの相談を受け、児童相談所などの相談機関と連携しながら、問題解決を図るためのセンターです。

利用時間は、9時から18時となっていますが、緊急時には24時間対応しています。

(8) 地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児支援を行います。

現在は、子育て支援室「くるみ」が設置されており、園庭開放〔くるみタイム〕、子育て相談、0歳児教室「ぴよぴよ」、1歳児教室「よちよち」を行っています。



8. 子どもや保護者、ボランティアによる地域活動

地域や子どもの年齢に合わせて、様々な組織が子育てを支援しています。

(1) 子ども会と子ども会育成会

自治会単位で組織されている子ども会が73団体あり、遊びや野外活動、自然環境の保全など、地域の子どもたちに多様な体験活動の場を提供しています。また、子ども会育成会は、子ども会に対し様々な支援を行っています。

(2) スポーツ少年団活動

子どもたちの健康と体力増進とともに、仲間との絆や思いやりの気持ちを養うために、野球やサッカー、ミニバスケットなどのスポーツ活動を行っています。

また、市内のみならず、市外、海外の子どもたちとの交流もあります。

(3) 放課後子ども教室

小学生を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の人々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業です。

平成21年度現在、高麗、高根、高萩北の3小学校区で実施しています。将来的には市内全小学校区での実施を予定しています。

(4) 子育てサークル

公民館や保健相談センターなどを拠点に活動している子育て中の親子が自主的に結成したグループで、子ども同士の遊びや親の情報交換を行う他、市内外の公園や季節の味覚狩りに出かけています。また、子育てに関する情報誌を作成しているグループもあります。

(5) こま武蔵台福祉ネット

こま武蔵台福祉ネットとは、平成12年に、日高市社会福祉協議会の小地域福祉活動のモデル地区に指定され始まった組織で、武蔵台小学校の余裕教室を活用した「地域交流広場」が活動拠点となっています。

(6) ひだか子育て応援隊

子育て応援隊養成講座を受講した人達を中心となり「ひだか子育て応援隊」を結成、公民館などと協力して、親子（主に就園前の子どもとその親）が気軽に集まれる広場を開催し、親子の交流や育児・健康に関する相談や情報の提供等を行い地域の子育てを支援しています。

活動場所

赤ちゃんひろば（武蔵台公民館）

ぴよぴよ広場（武蔵台小学校地域交流広場）

ポカポカ広場（高麗川公民館）

ひよこルーム（高萩北公民館）

(7) NPO活動

埼玉県認証NPOは市内に14法人あり、子育て支援や障がい児の生活支援など、それぞれが特色を生かした活動をしています。



第3節 ニーズ調査結果からみた子育て状況

次世代育成支援に関するニーズ調査の実施

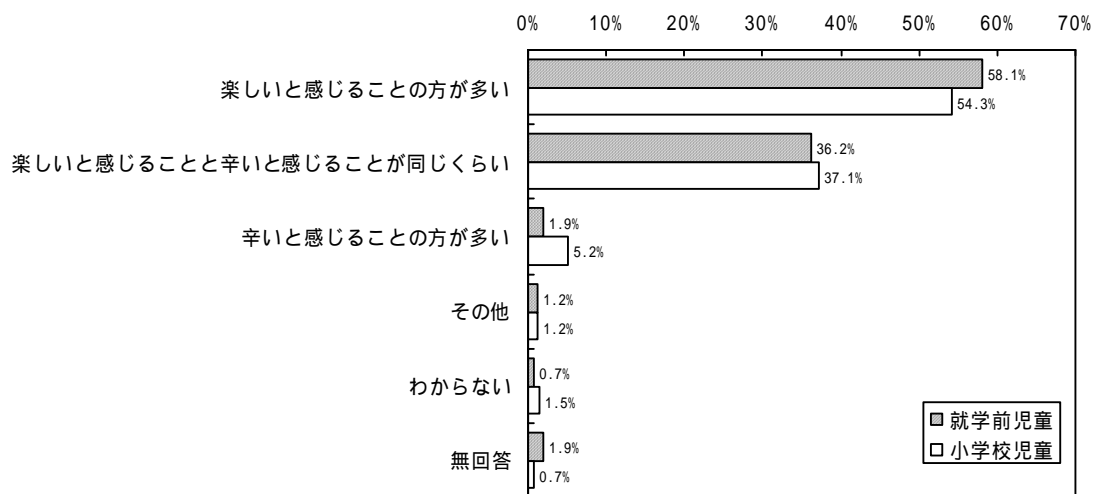
日高市では、この計画を策定するにあたり、子育てに関する市民の生活実態や要望・意見等を把握し、基礎資料を得ることを目的にニーズ調査を実施しました。

子育ての楽しさや辛さについて

子育てを楽しんでいると感じることが多いか、辛いと感じることが多いかの質問について、「楽しいと感じることの方が多い」と答えた人が、就学前児童では58.1%、小学校児童では54.3%と、いずれの保護者ともに半数を超え最も多くなっています。

しかし、「楽しいと辛いと同じくらい」及び「辛い」への回答もあり、子育てに対する不安感や負担感を感じている保護者も少なくありません。

子育ての楽しさや辛さについて



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3

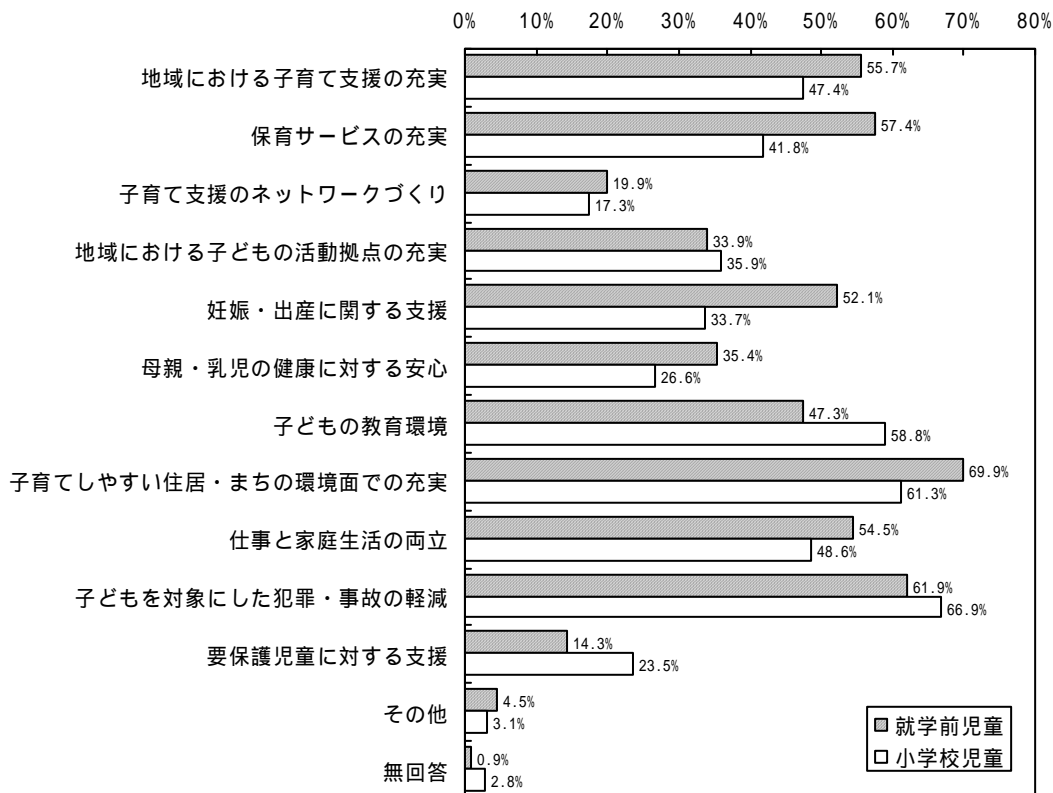
(就学前児童回答数 578、小学校児童回答数 595)

また、「楽しいと感じることの方が多い」と答えた人で、「子育てをする中で、有効な支援・対策」の質問については、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」がいずれの保護者ともに多くなっています。

また、就学前児童の保護者では、「地域における子育て支援の充実」、「保育サービスの充実」、「妊娠・出産に関する支援」、「仕事と家庭生活の両立」、小学校児童の保護者では、「子どもの教育環境」の回答も多くなっています。

一方、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」または「辛いと感じることの方が多い」と答えた人で、「子育ての辛さを解消するために必要な支援・対策」の質問については、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」、「仕事と家庭生活の両立」がいずれの保護者ともに多く、小学校児童では「子どもの教育環境」についても多くなっています。

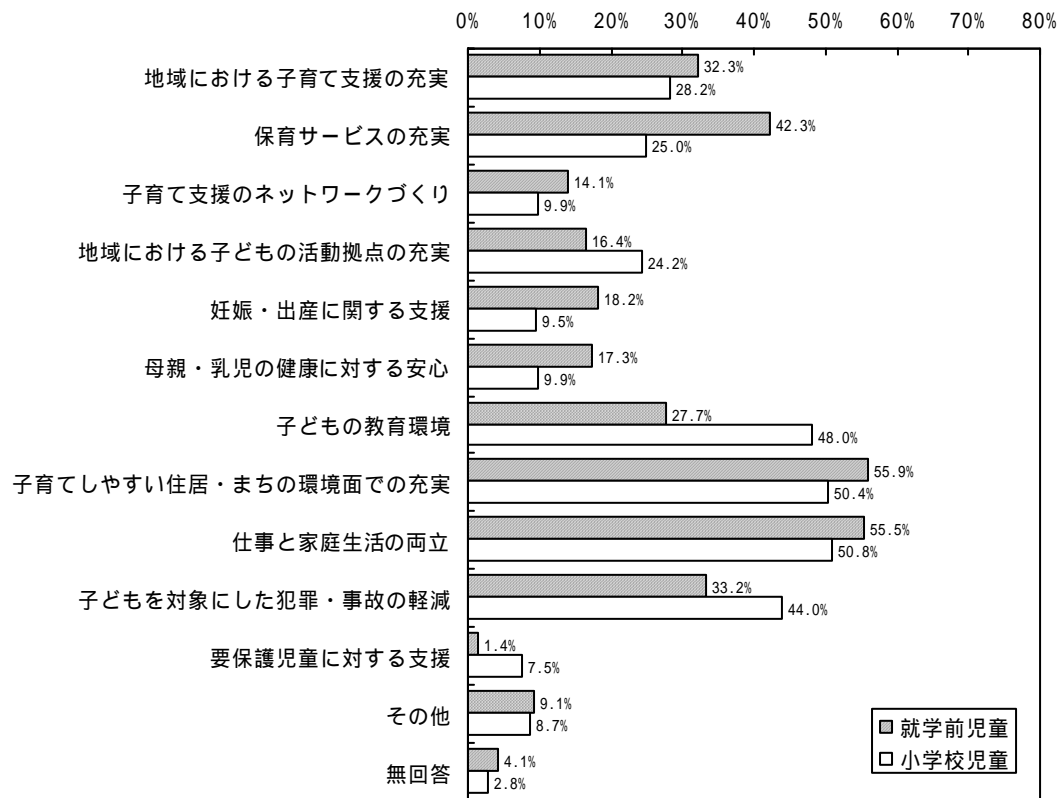
子育てをする中で有効な支援・対策



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3

(就学前児童回答数 336、小学校児童回答数 220)

子育ての辛さを解消するために必要な支援・対策



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3

(就学前児童回答数 323、小学校児童回答数 252)

ひだかみんなの声（ヒアリング調査より）

育児不安になるときはどんな時か…。

病気や発育に関すること。

常に不安はあるが、悩んでもすぐ次の問題が発生するので、忘れるようにしている。

ママ友などが相談相手になってくれるので、深刻にはならない。

安心して子育てができる環境とは…。

小児医療の充実。特に緊急時の対応。

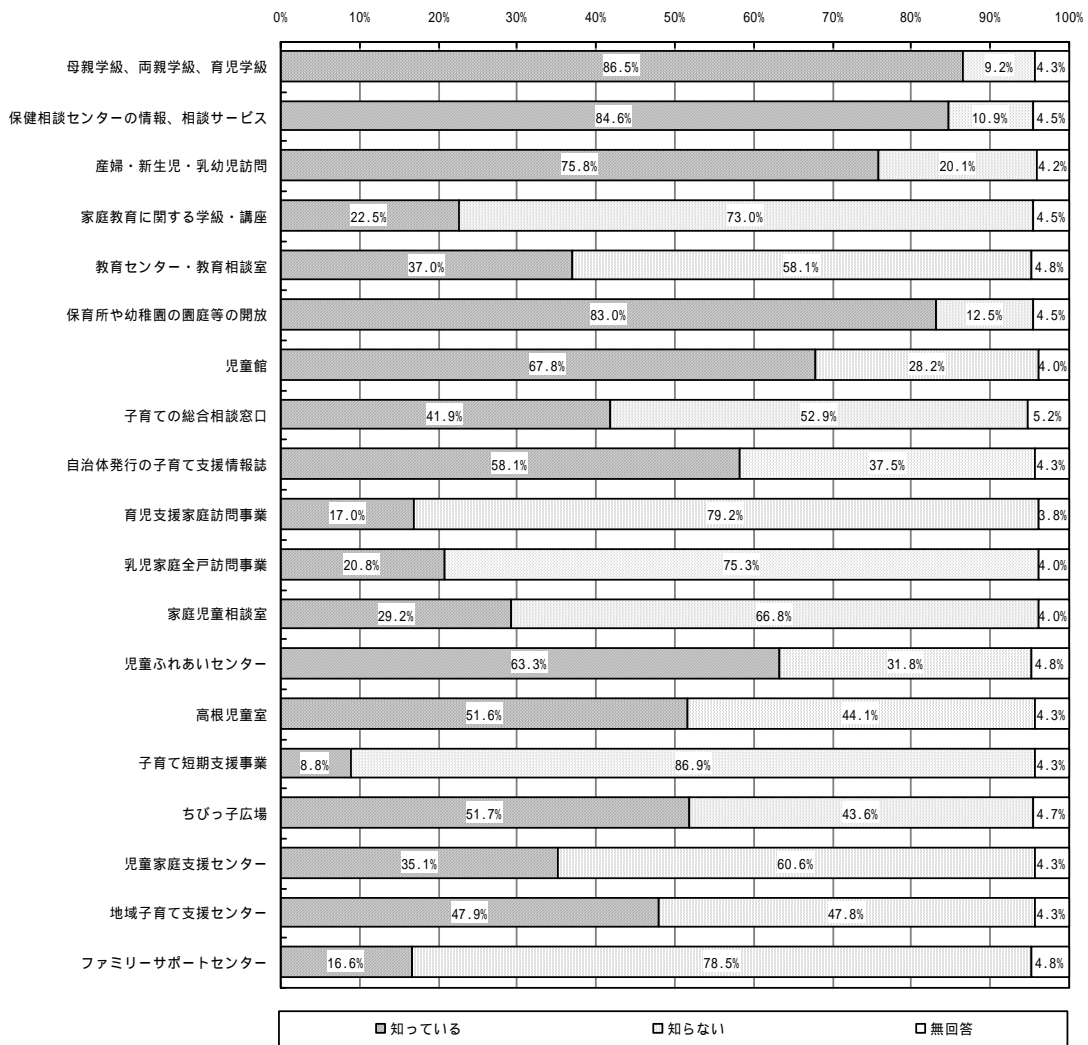
歩道や街灯の整備を充実してほしい。

子育て支援サービスの認知度と利用希望について

子育て支援サービスの認知度については、「家庭教育に関する学級・講座」、「育児支援家庭訪問事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「子育て短期支援事業」、「ファミリー・サポート・センター」が3割を下回っています。

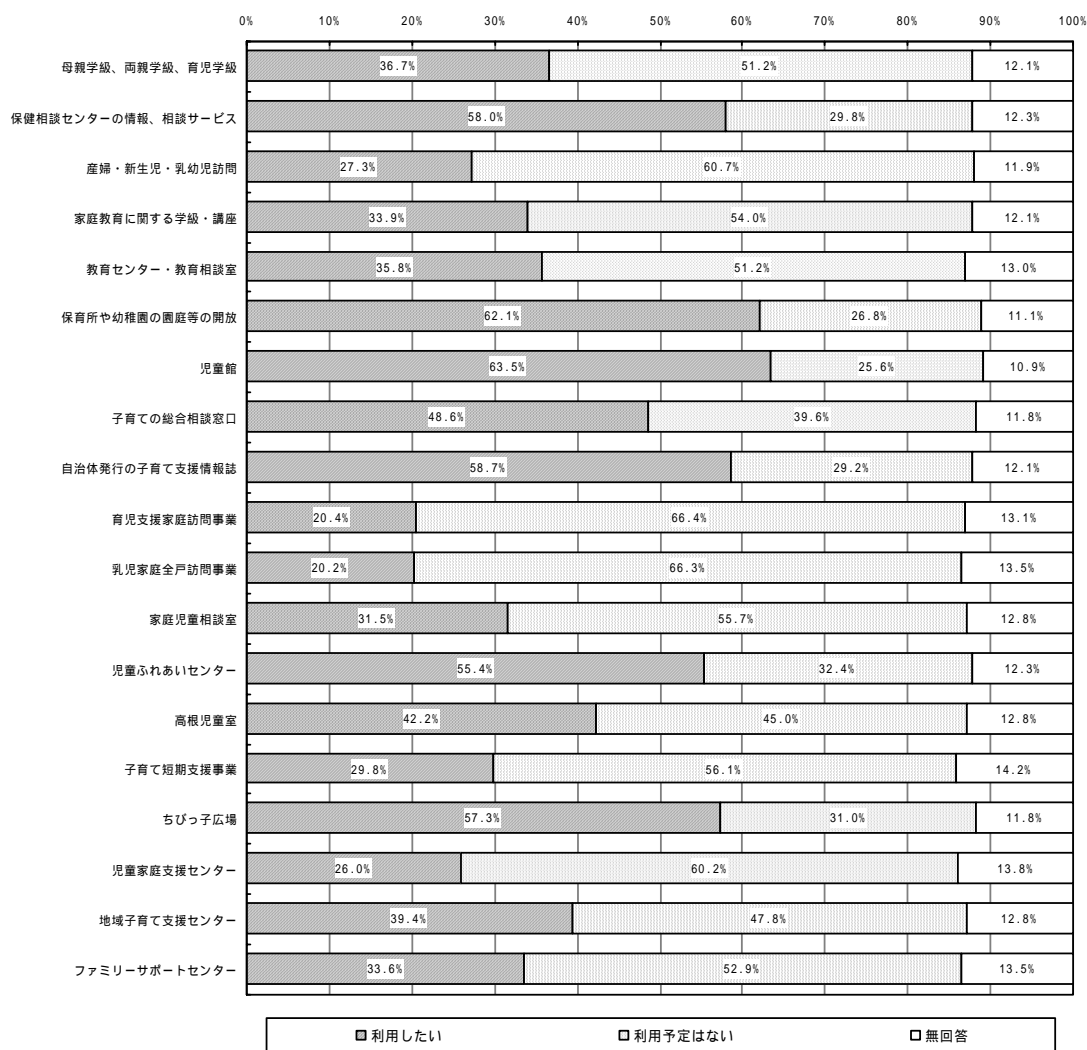
一方、利用希望については、「保健相談センターの情報・相談サービス」、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」、「児童館」、「自治体発行の子育て支援情報誌」、「児童ふれあいセンター」、「ちびっ子広場」が5割を超え多くなっています。

子育て支援サービスの認知度



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3 (就学前児童回答数 578)

子育て支援サービスの利用希望



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3（就学前児童回答数 578）

ひだかみんなの声（ヒアリング調査より）

各種のイベントについて

定員数が少ないイベント等は、すぐにいっぱいになってしまうので、開催回数を増やすなどしてほしい。

行事や講習に参加する際、その場に臨時の託児所などがあれば参加しやすい。

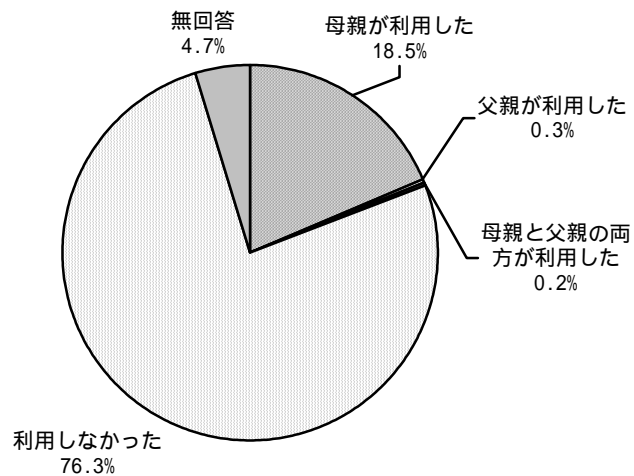
子どもが複数いる場合、どの子も連れて行けるような体制にしてほしい。

健診は受診者数が多く、かなりの待ち時間になるので負担になる。

育児休業制度の取得状況

育児休業制度の取得状況については、「母親が利用した」が18.5%、「父親が利用した」が0.3%、「母親と父親の両方が利用した」が0.2%と、合計で19.0%となっています。

育児休業制度の取得状況



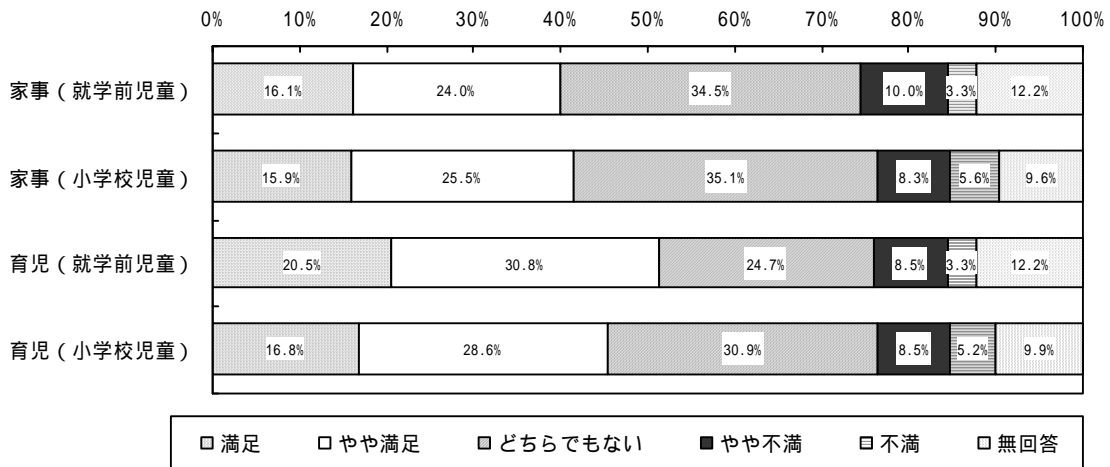
資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3（就学前児童回答数 578）



家事・育児に対する満足度について

父親自身の家事・育児に対する満足度は、満足とやや満足の合計値が就学前児童、小学校児童ともに家事より育児のほうが高くなっています。母親自身の満足度にも同様の傾向がみられ、父親・母親ともに自分自身の育児参加に対する評価が高い結果となっています。

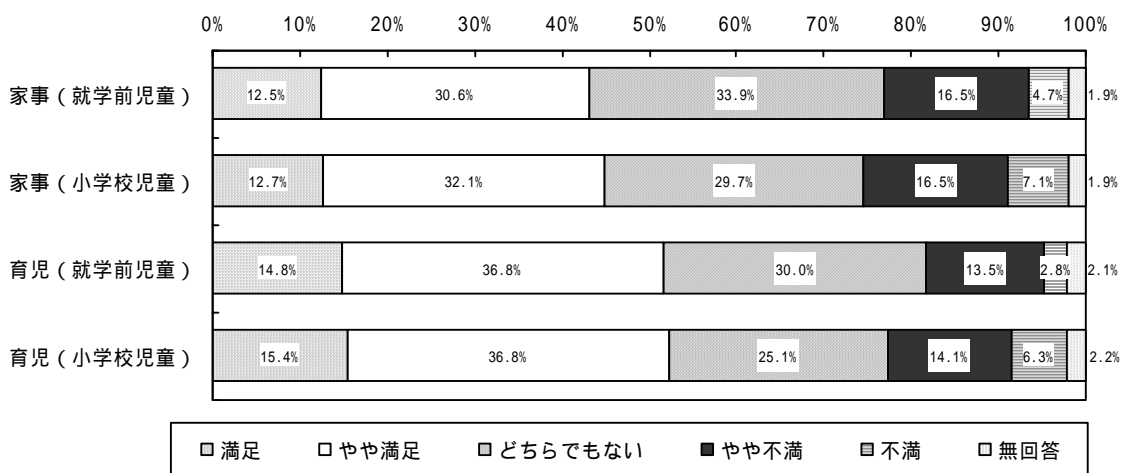
家事・育児に対する満足度（父親自身）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3

（就学前児童回答数 542、小学校児童回答数 553）

家事・育児に対する満足度（母親自身）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3

（就学前児童回答数 576、小学校児童回答数 589）

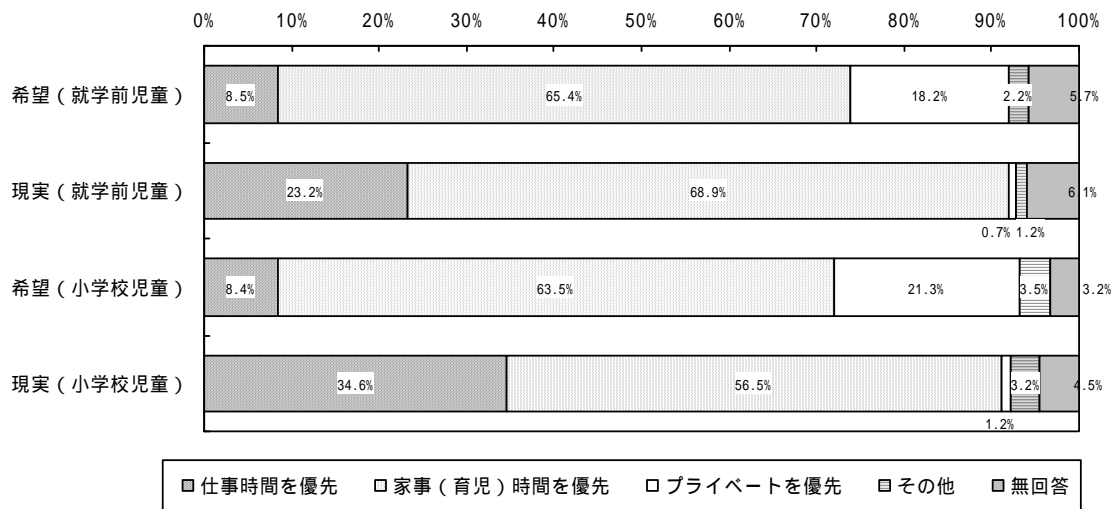
「仕事時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の優先度について

「仕事時間」、「家事（育児）時間」、「プライベートの時間」の優先度について、希望と現実の回答では、いずれの保護者ともに「仕事時間」では現実が希望を大きく上回っています。特に小学校児童の保護者については、その差が大きくなっているのがわかります。

一方「家事（育児）時間」では、就学前児童の保護者については、希望より現実に占める割合が多く、家事・育児に手がかかる様子が伺えます。逆に、小学校児童の保護者については、希望より現実に占める割合が少なく、仕事時間の割合が多いことから、仕事により家事・育児に手がかけられないことが伺えます。

さらに、「プライベートの時間」については、希望と現実の差が大きく開き、子育て期においては、プライベート時間を優先することが難しいという現実が伺えます。

「仕事時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の優先度



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3

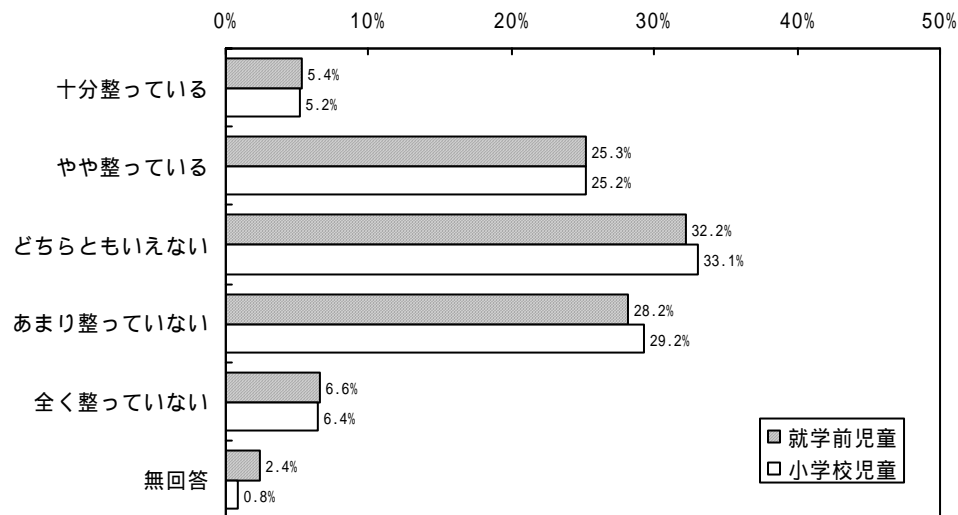
(就学前児童回答数 578、小学校児童回答数 595)

市民が感じる子育て環境

現在の生活の中で、子育て環境が「十分整っている」と感じる割合はいずれの保護者ともに5%程度となっています。

「十分整っている」と「やや整っている」の合計は就学前児童、小学校児童ともに30%程度、「あまり整っていない」と「全く整っていない」の合計は35%程度となっており、今後の子育て環境の充実が多く望まれていることがわかります。

市民が感じる子育て環境



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3

(就学前児童回答数 578、小学校児童回答数 595)

第4節 前期計画特定14事業の進捗及び評価と課題

進捗及び評価

前期計画では、主要事業について計画の最終年度である平成21年度までの目標量を設定し、計画を推進してきました。

通常保育事業については、増加する保育の需要に伴い、民間保育園の新設や既存の保育所(園)の定員の拡大を図り、受け入れ体制の強化を進めました。

学童保育室についても高まる保育の需要に対応するため、新設や定員の拡大を図り、放課後における安全で安心な子どもの居場所を確保してきました。

また、多様化する就労・生活形態や保護者の急な疾病などに対応するため、延長保育、子育て短期支援(トワイライトステイ・ショートステイ)事業、一時的保育事業の実施と拡充に努め、さらに、子育て中の親子の交流や子育てに関する相談や支援などを目的とした地域子育て支援センターも民間保育園の新設にあわせ整備しました。

一方、特定保育事業、ファミリー・サポート・センター、つどいの広場事業については、現時点で未実施となっています。

急激な人口増加や母親の就労希望の高まりによる保育の需要の増加に対応するため、保育所(園)や学童保育室の整備を優先して進めました。待機児童の解消にはいたりませんが、一定の効果はあげたものと考えます。

課題

保育所(園)や学童保育室の需要の動向や目標量の設定のない夜間保育事業、休日保育事業、乳幼児健康支援一時預かり(病後児保育・派遣型及び施設型)事業を含め、未実施の事業について、需要などを踏まえ検討が必要です。

特定14事業の進捗及び評価

事業名	平成16年度未実施状況 (A)	平成21年度目標 (B)	平成20年度未実施状況 (C)	目標達成度 (D)=C/B
通常保育事業	652人 公立3か所 私立3か所	712人	809人 公立3か所 私立5か所	113.6%
延長保育事業	120人 私立3か所	120人	131人 私立3か所	109.2%
夜間保育事業	未実施	0人	未実施	0.0%
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	未実施	1人	3人 1か所	300.0%
休日保育事業	未実施	-	未実施	目標設定無し
学童保育室における保育の充実	270人 6か所	310人	333人 7か所	107.4%
乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育・派遣型)	未実施	-	未実施	目標設定無し
乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育・施設型)	未実施	-	未実施	目標設定無し
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	未実施	1人	2人 1か所	200.0%
一時的保育事業	9人 公立3か所	12人	7人 4か所	58.3%
特定保育事業	未実施	4人	未実施	0.0%
ファミリー・サポート・センター事業	未実施	1か所	未実施	0.0%
地域子育て支援センター事業	未実施	1か所	1か所	100.0%
つどいの広場事業	未実施	1か所	未実施	0.0%

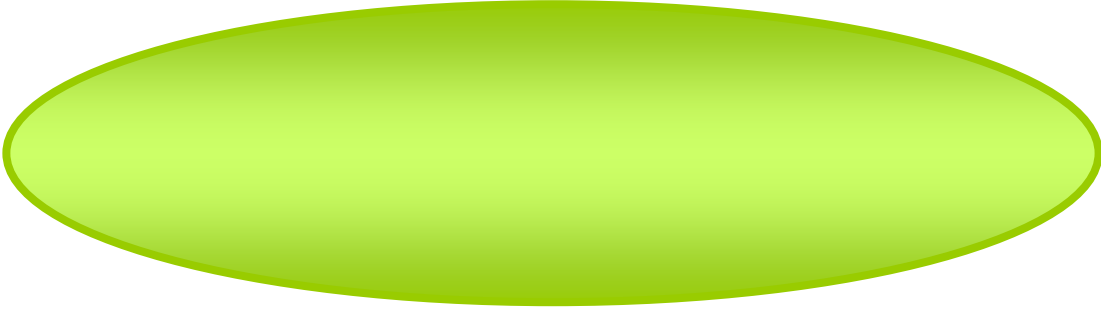
第3章

計画策定の基本的な考え方

第1節 基本理念

日高市次世代育成支援行動計画前期計画では目指す方向性、基本的な考え方として「子どもがまんなか子育て応援団ひだか」を基本理念として掲げて計画を推進してきました。

後期計画においても、次代の社会を担う子どもたちが、豊かな自然の中で健やかに成長できるよう、地域、事業所、行政が一体となって、子どもたちを中心に世代を超えた全ての人々が元気になれるまちづくりを目指すことが重要であることから、前期計画の基本理念を継承します。



子どもが まんなか 子育て応援団ひだか

第2節 基本的な視点

本計画の策定及び事業の実施にあたっては、3つの視点を基本とします。

1. 子どもの視点

子どもとは、おおよそ18歳未満とします。

次代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、一人ひとりの子どもの生き方が尊重できるよう、子どもの視点に立った取り組みを進めます。

2. 「おや」の視点

「おや」とは、次代の親となる中学生・高校生以上の市民、また、広くすべての子どもの保護者とします。

家庭や子どもを持ちたいと思う市民が、家庭や子育てに夢が持てるよう、「次代のおや」の視点に立った取り組みを進めます。

また、心身ともにゆとりを持って子育てができるよう、「おや」の視点にたった取り組みを進めます。

3. みんなの視点

みんなとは、子どもやその家庭を含めた、地域、学校、事業所、行政、さらには、日高市の自然環境とします。

子どもは社会を構成する重要な一員であるため、子どもや家庭はもとより、地域、事業所、行政を始め社会全体が、それぞれの役割を担いながら、みんなで支え合う視点に立った取り組みを進めます。

第3節 基本目標

基本理念を実現するために、次の4つの目標を掲げて各施策を推進していきます。

基本目標 1 子育て家庭を支援するまち

わたしたちは、子どもやその家族が健康的な生活を送るとともに、安心して子どもを産み育てることができるまちをつくりまします。

また、子育て中の家庭が子育てに関わる地域の人々から支援されていると感じられるまちをつくりまします。

基本目標 2 子育ても仕事も充実するまち

わたしたちは、働きたい母親の就労希望がかない、子育てなどの家庭生活と仕事が両立できる職場環境が整い、父親が母親とともに育児に参画できるまちをつくりまします。

基本目標 3 子どもが安心して暮らせるまち

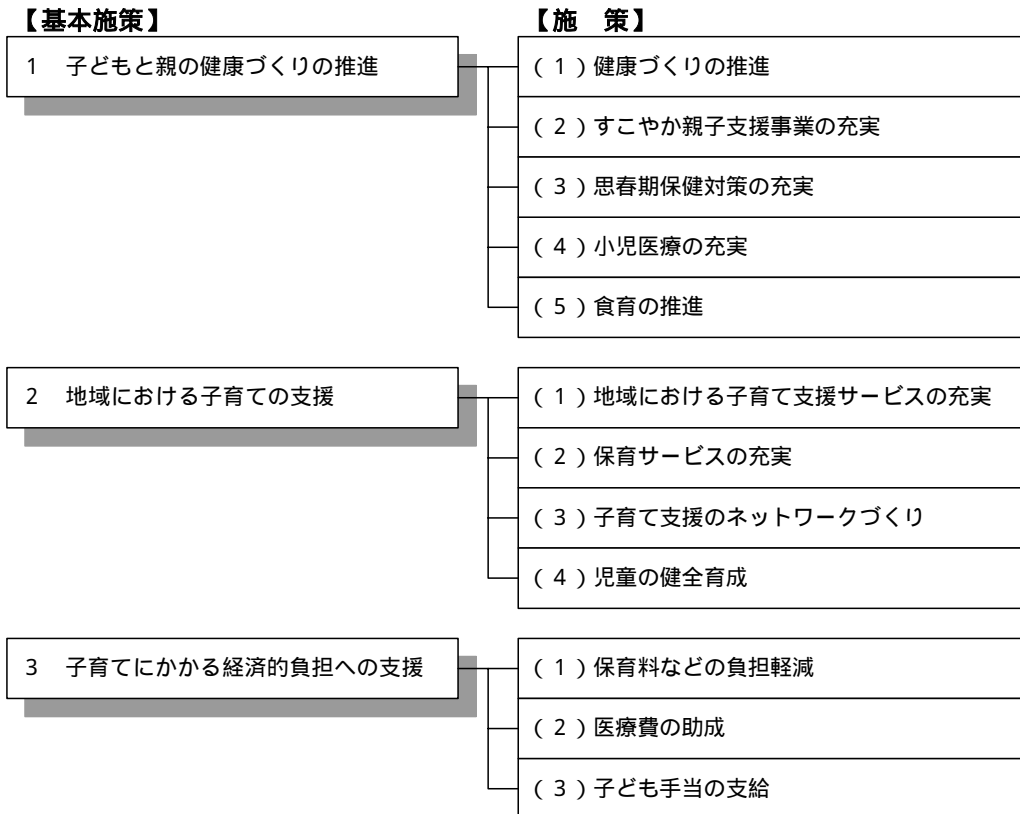
わたしたちは、子どもの権利が保障され、子どもがのびのびと暮らし、安心して生活できるまちをつくりまします。

基本目標 4 子どもが楽しく遊び、学べるまち

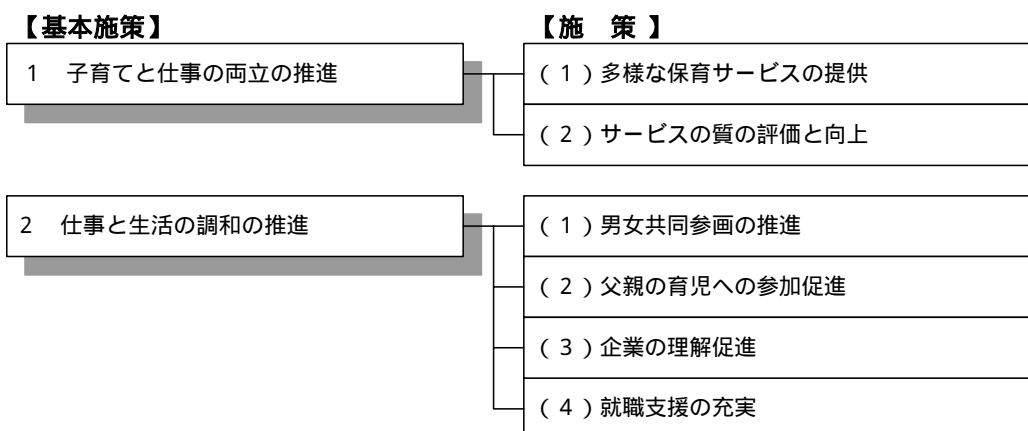
わたしたちは、自然や地域の中で、様々な遊びや体験活動を通じて、子どもたちが生きる力を育むことができ、また、子どもたちが次代にいのちをつなぐ希望が持てるまちをつくりまします。

第4節 施策の体系

基本目標1 子育て家庭を支援するまち



基本目標2 子育ても仕事も充実するまち



基本目標3 子どもが安心して暮らせるまち

【基本施策】	【施策】
1 子どもの安全の確保	(1) 子どもの交通安全の確保 (2) 防犯活動の推進 (3) 被害に遭った子どもの保護の推進
2 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 良質な住宅及び居住環境の確保 (2) 安全な道路交通環境の整備 (3) 安心して外出できる環境の整備
3 要保護児童への対応	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3) 障がい児施策の充実

基本目標4 子どもが楽しく遊び、学べるまち

【基本施策】	【施策】
1 子どもの遊びへの支援	(1) 身近で魅力ある遊び場の整備 (2) 子どもの居場所の確保
2 多様な体験機会の確保	(1) 地域活動の促進 (2) 文化・芸術活動の促進 (3) スポーツ・レクリエーション活動の促進 (4) 自然・環境活動の促進
3 特色ある教育の充実	(1) 個性を生かす幼児・学校教育の推進 (2) 教育相談の充実 (3) 特別支援教育の充実
4 次代の親の育成	(1) いのちを大切にする機会の充実 (2) 生きる力の育成に向けた教育環境の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 有害環境対策の推進

第4章

個別施策の展開

基本目標 1 子育て家庭を支援するまち

基本施策 1 - 1 子どもと親の健康づくりの推進

子どもと親の健康

近年、社会的な環境の変化により晩婚化が進み、婚姻や出産を取り巻く環境は大きく変化しています。子どもと家族の健康確保・増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野の連携が必要です。

特に、近年の核家族化や都市化の進行による、親の育児不安や子育てに伴う負担感の増大などへの対応が重要です。

母子においては、妊娠期、出産期、新生児期や乳幼児期を通じて健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要です。

また、安全な出産ができ、よい子育てにつながるよう、出産準備教育や相談体制の充実が求められています。

思春期保健対策

思春期は、身体的・精神的に成長・発育していく重要な時期です。しかし子どもたちを取り巻く家庭・社会環境が大きく変化しているため、さまざまな問題に遭遇し、その問題にのみ込まれてしまうことがおこる時期でもあります。

近年では性における早熟化の傾向が進んでいるため、人工妊娠中絶や性感染症のまん延などが懸念されており、適切な性に関する教育や指導の充実が求められています。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題への専門的な相談体制などの充実及び支援が必要です。

小児医療体制

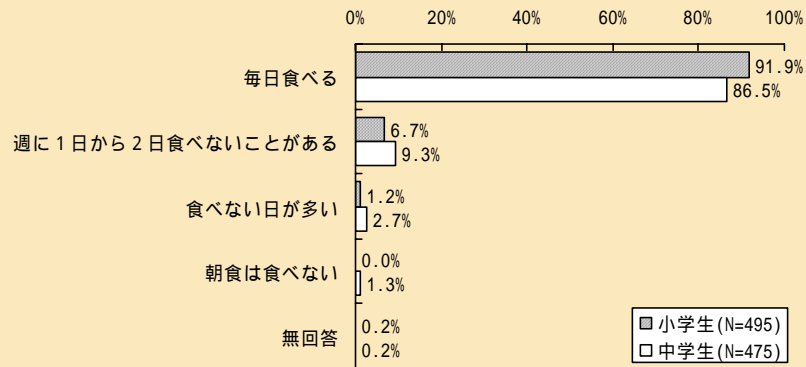
少子化が進行する中で、次代の社会を担う子どもを守り育て、また保護者の子育てにおける安心の確保を図る点から、小児医療体制の整備が求められています。特に、小児を専門とする救急や休日・夜間における医療体制を整備し、子育て家庭が安心できる環境をつくる必要があります。

各家庭においては、信頼して気軽に診てもらえるかかりつけ医を持つことが必要とされています。

食育

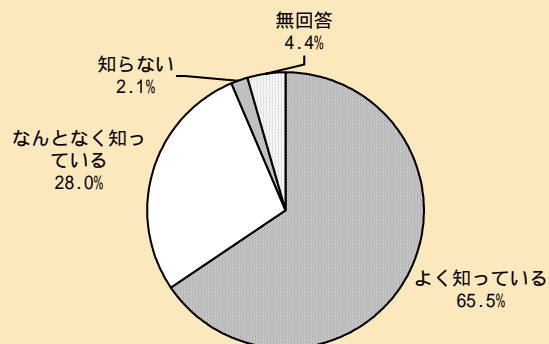
子どもたちにとって毎日の食事は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体の育成の基礎となることから、子どもの頃からの食育の推進が重要です。

朝食の摂取状況（日高市小・中学生アンケート調査より）



朝食は、ほとんどの児童・生徒が毎日食べています。

薬物の危険性の認識（日高市中学生アンケート調査より）



薬物の危険性については6割を超える生徒が十分に認識しているとの結果となりましたが、3割弱の生徒はなんとなく知っているにとどまっています。

ひだかみんなの声（ニーズ調査より）

小児医療体制について

市内には小児科や産婦人科が少なく、出産・子育てに不安がある。

1-1-(1) 健康づくりの推進

No.	事業名	事業内容	担当課
1	離乳食講習会の実施	4か月児健康診査、10か月児保育相談にて栄養相談及び離乳食の試食を行います。	保健相談センター
2	健康診査事業の実施	特定健康診査の対象外となる18歳から39歳の女性に対し、生活習慣病予防対策の一環として、疾患あるいはリスクの早期発見を図ります。	保健相談センター
3	健康まつりの充実	疾病予防、健康体力づくり支援の場として、各年代に応じた食生活や運動のあり方などを啓発する場としてイベントを開催します。 また、親子でも参加できる体験型の内容を充実します。	保健相談センター
4	子どもの健康づくりの推進	子どもの頃から生活習慣病を予防するため、学校や公民館などと連携を図り、乳幼児期から思春期までを対象とした健康づくりを推進します。	保健相談センター

1-1-(2) すこやか親子支援事業の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
5	母子健康手帳の交付	妊産婦、乳幼児の健康状態を記録し、各種保健・育児に関する情報を提供できる手帳を交付します。	保健相談センター
6	妊婦健康診査受診票の交付	健やかな妊娠期を送り、安全な出産を迎えられるよう、妊婦健康診査受診票を交付し、受診を促します。	保健相談センター
7	パパ・ママ教室（両親学級）の開催	妊婦と夫や家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する知識を普及するとともに、子育ての仲間づくりの場となるよう、参加しやすく、交流しやすい教室を開催します。	保健相談センター
8	健康相談の充実	妊産婦や乳幼児を対象に、健康の保持・増進を支援するため、身体の計測や栄養、保育の相談内容を充実します。	保健相談センター
9	10か月児保育相談の充実	心身の成長・発達の著しい乳幼児期の節目にある10か月児を対象に、身体の計測や栄養、保育の相談及び歯科に関する講話・相談などを行います。また、相談等の待ち時間を利用した、ボランティアの協力による「絵本をとおした親子のふれあい」の推進などを例に、育児不安を軽減する事業を実施します。	保健相談センター
10	乳幼児健康診査の充実	4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、身体の計測や診察、検査、栄養・保育相談などを行います。また、疾病や心身の発達の遅れを早期に発見し、治療や相談につながるよう適切な情報を提供します。	保健相談センター
11	妊産婦・新生児・乳幼児への訪問による相談及び支援の充実	妊産婦と新生児、乳幼児の中で、希望者や訪問による相談が必要と思われる人を対象に、安全な妊娠や出産、育児不安の軽減を図るため、保健師の訪問による支援を行います。 また、出産後の母の精神面を支援するための内容を充実します。	保健相談センター
12	育児学級（すくすく教室、赤ちゃんサロン、わくわく広場）の開催	3～4か月児や1歳未満児、1歳児など該当する乳幼児と保護者を対象に、身体の計測や乳幼児の育児講話や親子遊びの体験、親同士の交流などを行います。	保健相談センター
13	予防接種の実施	乳幼児や児童、生徒を対象に、感染症の発生やまん延を未然に防ぐため、各種定期予防接種を行います。	保健相談センター
14	健診未受診者等への訪問や電話による相談及び支援の充実	健診の未受診者を対象に、訪問や電話による相談及び支援内容を充実します。	保健相談センター

No.	事業名	事業内容	担当課
15	乳幼児の歯科保健の充実	1歳6か月児や3歳児健康診査受診者を対象に、歯科検診及び歯みがき指導を行います。 また、10か月児保育相談来所者に対して、歯科衛生士による歯科保健の講話や相談を行います。 さらに、2歳児の歯とおやつの教室を実施し、歯科衛生士によるむし歯予防の話・口腔内テスト・歯みがき指導を行います。	保健相談センター
16	助産施設入所措置の実施	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により病院などで出産できない妊産婦を対象に、助産施設入所の措置を行います。	子ども福祉課

1 - 1 - (3) 思春期保健対策の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
17	思春期における喫煙や薬物等に関する教育、心の問題への対応	未成年の喫煙・受動喫煙による健康への影響を防止するため、子どもとその親に対し、喫煙防止教育を実施します。 また、性の問題や生活習慣が健康に及ぼす影響についても教育します。	学校教育課
18	いじめ等の問題に関する相談援助の推進	教育相談室において電話や面接相談を実施します。 また、教職員に対しては、相談援助技術を向上するため、研修会を実施します。	学校教育課
19	思春期相談の充実	教育相談室において電話や面接相談を実施します。 精神保健分野での相談については、精神保健福祉士・保健師・嘱託精神科医による相談を充実します。	保健相談センター 学校教育課

1 - 1 - (4) 小児医療の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
20	小児救急医療体制の整備	診療を確保するために、休祝日・夜間診療所等に対し、運営負担金を交付し体制を整備します。	保健相談センター

1 - 1 - (5) 食育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
21	地域における食育の推進	小・中学生に健全な食習慣を普及するため、食生活改善推進員の協力による料理講習会等を行います。	保健相談センター
22	保育所(園)、学校等における食育の推進	子どもの頃からの健康な体づくりを支援するため、食を営む力を養う「食育」を推進します。 また、地域の食文化を体験できるように、地元農畜産物や郷土料理について給食を通じて広めていきます。	子ども福祉課 学校教育課

基本施策 1 - 2 地域における子育ての支援

地域における子育て支援サービス

核家族化の進行に伴う家族形態の変化や地域のつながりの希薄化が進む中で、身近な地域に悩みの相談や情報交換ができる相手がいないなど、子育てへの不安感や負担感が増大しています。

このため、親同士の交流の場や、子育て情報の発信・共有、市民同士の連携の強化、地域における子育てを支援する仕組みづくりを充実させ、孤独な子育てをなくしていくことが重要です。

保育サービスの充実

近年では、就労を伴わない一時的な保育の需要が増加しています。このような多様化する保育の需要に対応するためには、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービスの提供体制の整備が必要です。

子育て支援のネットワークづくり

さまざまな子育て支援サービスが展開されているなかで、利用する側である親にとっては、どこに相談してよいのか、具体的なサービス内容がどのようなものかなど、情報を把握しにくくなっています。

子育て家庭に対して、各種の子育て支援サービス等を効果的に情報を提供できるように、子育て支援サービス・保育サービス等のネットワークづくりが必要です。

児童の健全育成

少子化や核家族化が進行し、子どもの遊びの内容や遊び場が変わってきています。また、親世代においても地域とのつながりが希薄化し、孤立する環境の中で子育てに悩む親も増えています。

このことは、子どもたちにとって、遊びを通じての仲間関係の形成や、社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域において親子のふれあいの機会や子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場の提供が必要です。

1-2-(1) 地域における子育て支援サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
23	子育て家庭優待制度（パパ・ママ応援ショップ）	中学校までの子どもを持つ家庭及び妊娠中の人がある家庭に優待カードを配布し、協賛店舗を利用する際に、優待カードを提示することにより特典を受けられる旨の周知、及び協賛店の募集を行います。	子ども福祉課
24	家庭児童相談室の充実	18歳未満の子ども及び保護者を対象に、さまざまな問題の解決を図るため、電話や面接による相談および訪問を行います。 また、利用を促進するため、相談室の周知に努めるなど事業を充実します。	子ども福祉課
25	地域子育て支援センターの充実	子育て中の保護者や子育てサークルなどを対象に、情報提供や相談、支援を行うため、地域子育て支援センターの充実を図ります。	子ども福祉課
26	健康づくりボランティア団体による支援活動の推進	市民の主体的活動として、食生活や運動面から子育て家庭の健康づくりを支援する、食生活改善推進員及び運動普及推進員などボランティア団体による支援活動を推進します。	保健相談センター
27	子育てボランティアの育成及び支援	遊びや子育て情報の提供、子育てに関する相談、各種講座開催時の託児など多様な支援のできる、子育てボランティアや子育て応援隊を育成します。 また、学校の余裕教室などを活用した活動拠点の整備を検討するなど活動を支援します。	子ども福祉課 教育総務課 (社会福祉協議会)
28	ボランティアセンター登録者への支援	研修や派遣調整、活動に関する情報を提供するなど支援します。 また、会員を増やすため、ボランティアセンターへの登録を促進します。	(社会福祉協議会)
29	図書館ボランティアの育成及び活動の促進	絵本を通じた親子のふれあいや、子どもの自主的な読書活動を支援するため、図書館を中心に活動する図書館ボランティアを育成します。 また、活動機会を提供するなど活動を促進します。	図書館
30	保育士による子育て出前講座の実施	子育てサークルなどを対象に、保育士の専門知識を生かし、親子の関わりや遊びなどを保護者に伝える、出前講座を行います。	子ども福祉課
31	民生委員・児童委員、主任児童委員による相談活動の支援	地域の視点から子どもの成長や子育てを支援するため、民生委員・児童委員、主任児童委員による相談活動を支援します。	子ども福祉課

注：表中、括弧書きの担当課は、市の組織外であるが、地域福祉を推進する団体であるため、括弧書きで掲載している。以降、同様。

ひだかみんなの声（ニーズ調査より）

保育サービスについて

理由を問わず、子どもを預けられる場所がほしい。

一時的に子どもを預けられれば、息抜きができて、またがんばって子育てしようと思える。

子育ての情報について

市のHPの情報をもっと充実してほしい。

子育て支援サービスがこんなにたくさんあるとは知らなかった。

子育て支援サービスについてのパンフレットなどを配布してほしい。

広報を活用して情報を発信してほしい。

1-2-(2) 保育サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
32	一時的保育の充実	保護者が疾病や出産、通院、冠婚葬祭またはリフレッシュなどを理由に保育ができない就学前児童を対象に、保育所(園)において一時的に保育します。 また、多様な保育ニーズに応えられるよう内容を充実します。	子ども福祉課
33	ファミリー・サポート・センターの設置	保育所(園)への送迎や一時的な預かりなどを有償で行う、育児の援助を受けたい人で行いたい人からなる育児の助け合い会員組織の設置を検討します。	子ども福祉課

1-2-(3) 子育て支援のネットワークづくり

No.	事業名	事業内容	担当課
34	子育て情報誌の配布	子育ての孤立化を 방지、子育てに目を向けた地域社会の構築をめざして、子育て中の人の協力を得て作成した、子育て情報誌「楽育遊(らいくゆう)」Vol.2 を配布します。	(社会福祉協議会)
35	子育て情報誌発行への支援	ひだか子育てネットワークの母親有志が編集した子育て情報誌を印刷し、センターの窓口配置するなど子育て情報誌の発行を支援します。 また、情報誌に健康情報を提供します。	保健相談センター
36	各種パンフレットの作成及び配置	子育てに関する情報についてのパンフレットを作成します。 また、独自に作成したもの以外にも、関係機関が作成した各種パンフレットを公的機関や保育園、幼稚園、医療機関等の窓口に配置するなど情報提供に努めます。	子ども福祉課
37	市の広報やホームページの活用	市民に広く子育て情報が行き届くよう、市の広報紙やホームページを活用します。	子ども福祉課
38	子育て支援総合コーディネーターの配置検討	多様な子育て支援情報を総合的に把握し、保護者への情報提供や利用援助、さらには、子育てサークルなどのネットワーク化を行う人材の配置を検討します。	子ども福祉課

1-2-(4) 児童の健全育成

No.	事業名	事業内容	担当課
39	保育所(園)における園庭開放の充実	乳幼児と保護者を対象に、入所児童や地域の子どもたちが一緒に遊ぶとともに、保育士が保護者の相談に応じ、保護者同士が交流できるよう、園庭を開放し、内容を充実します。	子ども福祉課
40	児童ふれあいセンター・高根児童室の充実	乳幼児と保護者、小学生を対象に、子どもたちが安全に遊び、交流することができる場を提供します。 また、指導員による遊びの提供や子育て相談ができる場としての機能を充実します。	子ども福祉課
41	子育ての仲間づくりへの支援	乳幼児と保護者を対象に、育児学級などの機会の中で、仲間づくりを促進します。	保健相談センター
42	子育てサークルなどへの公共施設の開放	乳幼児と保護者、子育てを終えた人たちなどで組織された、市民団体として登録している子育てサークルを対象に、交流や情報交換が行える場として公共施設を開放します。	関係各課
43	保育所における交流事業の実施	保育所において、保育所入所児の家族や地域住民を対象に、楽しみながら交流できる季節の行事を行います。	子ども福祉課
44	社会教育関係団体への支援	小・中学校PTAや子ども会育成連絡協議会などを対象に、活発な活動を促すため、補助金の交付や情報提供を行います。	生涯学習課

基本施策 1 - 3 子育てにかかる経済的負担への支援

子育ての経済的負担

少子化の大きな要因のひとつとして、子育てにかかる経済的負担が大きいことがあげられます。

安心して子育てができる環境を整備するためには、子育て家庭の経済的基盤の安定と強化を図っていくことが必要です。

今後も保育料の負担軽減や医療費の助成、子ども手当などの制度の周知に努め、充実を図っていくことが重要です。

1 - 3 - (1) 保育料などの負担軽減

No.	事業名	事業内容	担当課
45	私立幼稚園就園奨励費補助事業の実施	幼稚園就園を奨励するため、就園にかかる保護者が負担すべき入園料・保育料の一部を補助します。	子ども福祉課
46	保育所(園)保育料の軽減	保育所(園)へ2人以上同時に入所させている保護者に対し、保育料を軽減します。	子ども福祉課
47	児童・生徒就学援助費及び奨励費補助事業の実施	経済的理由により就学困難な小・中学生の保護者を対象に、学用品・給食費などの一部を補助します。	学校教育課
48	入学準備金融融資制度の実施	高等学校等に進学を希望する者の保護者で、資金調達が困難な方を対象に、入学準備金を融資します。	教育総務課

1 - 3 - (2) 医療費の助成

No.	事業名	事業内容	担当課
49	子ども医療費支給事業の充実	通院は小学校就学前まで、入院は中学校修了までの子どもの保護者を対象に、医療費の一部を支給します。 また、指定医療機関等における現物給付を継続します。	子ども福祉課
50	要保護・準要保護家庭医療費援助事業の実施	経済的理由により就学困難な小・中学生の保護者を対象に、医療費を援助します。	学校教育課

1 - 3 - (3) 子ども手当の支給

No.	事業名	事業内容	担当課
51	子ども手当の支給	中学生までの子どもの保護者を対象に、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、子ども手当を支給するとともに、制度の普及に努めます。	子ども福祉課

基本目標 2 子育ても仕事も充実するまち

基本施策 2 - 1 子育てと仕事の両立の推進

多様な保育サービスの提供及びサービスの質の評価と向上

子育てと仕事の両立のためには、子育てをしている親が安心して働くことができるように、多様な保育サービスの提供体制の整備が必要です。

また、利用者が安心して利用できる環境を整備するためには、サービスの質を評価し、向上させることが重要です。

ひだかみんなの声（ニーズ調査より）

保育サービスについて

病児・病後児保育を実施してほしい。

保育時間の拡大と、土日の利用を可能にしてほしい。

フルタイムでない就労形態の人でも保育園を利用できるようにしてほしい。

2 - 1 - (1) 多様な保育サービスの提供

No.	事業名	事業内容	担当課
52	通常保育事業の実施	保護者の労働または疾病等により、家庭において保育をすることができない乳幼児を対象に、保育所（園）で保育します。	子ども福祉課
53	延長保育事業の実施	民間保育園に通園する乳幼児の保護者を対象に、保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育します。	子ども福祉課
54	夜間保育事業の実施	保護者が夜間に勤務する場合に、保育所（園）で保育する事業の実施を検討します。	子ども福祉課
55	トワイライトステイ（子育て短期支援事業）の実施	保護者が労働等により夜間や休日に家庭において保育することができない児童を対象に、児童養護施設で夜間や休日に預かります。	子ども福祉課
56	休日保育事業の実施	保護者が休・祝日に勤務する場合に、保育所（園）で保育する事業の実施を検討します。	子ども福祉課
57	学童保育室における保育の実施	保護者の労働または疾病等により、放課後の家庭が常時留守になっている小学生を対象に、学童保育室で保育します。 また、学校の余裕教室などを活用した施設整備を充実します。	子ども福祉課
58	病児・病後児保育事業	保護者の労働または疾病等により、疾病及び疾病回復期にある児童を保育できない場合に、保育所（園）で保育士または看護師が保育する事業の実施を検討します。	子ども福祉課
59	ショートステイ（子育て短期支援事業）の実施	保護者の労働または疾病等により、家庭において保育することができない児童を対象に、児童養護施設で一時的に短期間預かります。	子ども福祉課

No.	事業名	事業内容	担当課
60	特定保育事業の実施	保護者がパートタイム就労などにより、週2～3日程度や短時間に、家庭において保育することができない乳幼児を対象に、保育所(園)で保育する事業の実施を検討します。	子ども福祉課
61	家庭保育室における保育の実施	3歳児未満の乳幼児を対象に、保護者が労働により保育できない場合に、少人数の乳幼児を家庭的な雰囲気の中で保育します。	子ども福祉課
62	サービス提供体制の整備	待機児童の解消を目指し、保育サービスの提供体制を整備します。	子ども福祉課
63	家庭的保育事業の実施	保育者が、地域や保育所と連携しながら、居宅において少人数の保育を行う事業の実施を検討します。	子ども福祉課
64	幼稚園の預かり保育事業の推進	夏休み等の長期休暇期間に、預かり保育を実施している幼稚園に補助金を交付します。	子ども福祉課

2 - 1 - (2) サービスの質の評価と向上

No.	事業名	事業内容	担当課
65	福祉サービスに関する第三者評価事業の実施	保育など福祉サービスに関する第三者評価事業の普及・啓発に努め、事業の実施を検討します。	子ども福祉課



基本施策2 - 2 仕事と生活の調和の推進

仕事と生活の調和の推進

仕事と家庭の両立については、男女を問わず推進していくことが重要です。父親に対しても子育ての喜びを実感したり、子育ての責任を認識しながら、積極的な子育て参加を促進していくことが求められています。

そのためには、仕事と生活のバランスがとれるように働き方の見直しをして、育児休暇を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備や、男女がともに健全な生活を築くための啓発が必要です。

2 - 2 - (1) 男女共同参画の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
66	「日高市男女共同参画プラン」の推進	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が共同して家事や育児に参画できるよう、市民や事業所、団体を対象に講座を実施するなど「日高市男女共同参画プラン」を推進します。	企画課

2 - 2 - (2) 父親の育児への参加促進

No.	事業名	事業内容	担当課
67	父子手帳の配布	「パパ・ママ教室」に参加した夫や、教室に参加した妊婦を通じてその夫に、夫婦で出産・育児に取り組むきっかけづくりとなるよう、父子手帳を配布します。	保健相談センター
68	父親を対象とした子育て教室の開催	父親を対象に、男性が育児休暇を取得した事例紹介などの講演会や、父親同士が出会い、悩みを共感し、交流する教室の開催を検討します。	子ども福祉課

2 - 2 - (3) 企業の理解促進

No.	事業名	事業内容	担当課
69	ワーク・ライフ・バランスの啓発及び情報の提供	仕事と生活の調和の実現に向けて、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、事業主や労働者に対し、意識の啓発を図るとともに、広報等を活用した情報提供を行います。	産業振興課
70	各種制度のPR	市内の事業所を対象に、市の広報紙や商工会会報等を活用し、父親の育児休暇や子ども看護休暇制度が盛り込まれた育児・介護休業法などの各種制度をPRします。	産業振興課

2 - 2 - (4) 就職支援の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
71	内職相談の充実	子育てや介護などの理由により働きに出られない内職希望者に対し、求職の受付や相談、あっせんを行います。 また、就業相談を含めた相談事業を検討します。	産業振興課
72	ハローワークからの求人情報の提供	毎週発行される「ハローワーク飯能求人情報」を市ホームページや庁舎1階ロビーに掲示します。	産業振興課

基本目標 3 子どもが安心して暮らせるまち

基本施策 3 - 1 子どもの安全の確保

子どもの交通安全

子どもを交通事故から守るため、警察や学校、また関係団体や地域等が連携した協力体制のもとに、総合的な交通事故の防止に努めた取り組みが必要です。

防犯活動

子どもを犯罪等の被害から守るため、関係団体や地域の協力のもとに、子どもを対象とする犯罪の取り締まりや通学路等のパトロール、犯罪等に関する迅速な情報提供や情報交換等が必要です。

被害に遭った子どもの保護

犯罪や、いじめ、児童虐待等により被害を受けてしまった子どもに対して、再発防止に向けた地域の見守りをはじめ、子どもや保護者に対する相談援助など心のケアが求められています。

ひだかみんなの声（ニーズ調査より）

地域の防犯体制について

冬季は暗くなるのが早いので、パトロールを強化してほしい。

通学路等の街灯を増やしてほしい。

不審者対策など情報の提供や警察との連携を強化してほしい。

3 - 1 - (1) 子どもの交通安全の確保

No.	事業名	事業内容	担当課
73	交通安全指導及び教室の実施	小・中学校の登下校時において、交通安全指導を行います。 また、保育所（園）、幼稚園、小・中学校、子ども会などを対象に、交通安全教室を開催し、交通安全の推進、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図ります。	安心安全課
74	交通安全推進団体への支援	家庭、地域からの交通安全を推進するため、日高市交通安全母の会に対し、活動費を補助するなど支援します。 また、会員の拡大を図るため、母の会だよりの発行など活動のPRに努めます。	安心安全課

3 - 1 - (2) 防犯活動の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
75	あんしんまちづくり学校パトロール隊事業の実施	小・中学生が犯罪被害にあわないよう、学校と地域等が一体となって防犯活動に取り組みます。 また、小・中学生の健全育成を図るため、全学校において、教職員やPTA、地域住民などのボランティアによるパトロールを行います。	学校教育課
76	防犯に関する情報提供	警察からの防犯情報を関係機関が連携して、児童や保護者等へ提供し、防犯意識を注意喚起します。	安心安全課 子ども福祉課 学校教育課

3 - 1 - (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
77	被害児童に対する支援活動の推進	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し立ち直りを支援するため、相談業務に携わる職員等の相談援助技能の向上を図り、児童や保護者に対する助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援活動を実施します。	学校教育課 子ども福祉課 保健相談センター
78	DVや児童虐待への対応、相談窓口の普及	DV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待被害者に対する相談、一時保護、相談援助等を関係機関と連携し対応します。 また、相談窓口の情報提供に努めます。	企画課 子ども福祉課

基本施策3 - 2 子育てを支援する生活環境の整備

良質な住宅や良好な居住環境

健康や生活の基盤となる住宅は、子どもを育てていくうえでは重要な要素のひとつとなります。子育て家庭の居住の安定につながるために、良質な住宅情報の提供が必要です。

安全な道路交通環境

すべての人が安心して通行することができる道路交通環境の整備が求められています。

また、通学路においては、事故の危険性を少なくするため、歩道の整備など、安全で安心な歩行空間の確保が必要です。

安心して外出できる環境

すべての人が安心して外出できるよう、公共施設等においては、「どこでも、だれでも、自由に、つかいやすい」というユニバーサルデザインの考え方による子育て環境整備が必要です。

3 - 2 - (1) 良質な住宅及び居住環境の確保

No.	事業名	事業内容	担当課
79	良質な住宅確保のための情報の提供	市営・県営住宅等に関する情報を提供します。また、県営住宅の入居選考に関しては、県条例で18歳未満の児童が3人以上いる世帯に優先的取扱いを実施している情報を提供します。	建築指導課

3 - 2 - (2) 安全な道路交通環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
80	交通安全施設の整備	すべての人が安心して歩ける道路環境をつくるため、交通安全施設の設置及び維持管理を行います。	安心安全課
81	歩道等の整備	すべての人が安全に安心して通行できるよう、段差のない幅の広い歩道の整備を進めます。	建設課

3 - 2 - (3) 安心して外出できる環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
82	図書館、生涯学習センター、公民館、総合福祉センター、文化体育館、総合公園など公共施設の施設整備	乳幼児と保護者などが、安全で楽しく活動できるように、授乳やオムツ交換ができるスペースを設置するなど、公共施設の施設整備に努めます。また、利用者の要望に対し、柔軟に対応できるように努めます。	介護福祉課 教育総務課 生涯学習課 公民館 図書館
83	学校施設修繕事業の実施	小・中学生の安全確保と施設維持のため、各小・中学校の施設の修繕及び改修工事を行います。	教育総務課

基本施策3 - 3 要保護児童への対応

児童虐待防止対策

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待防止に向けた発生予防から早期発見・早期対応、さらには保護・自立支援に至るまで切れ目のない総合的な支援が必要です。

このために、子育て中の親の精神的な負担の軽減体制の確立や、児童虐待の発生が疑われる場合には、福祉関係者のみではなく、保健、医療、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で、相互に情報を共有し、敏速かつ具体的な対策が行える支援体制の整備が重要です。

ひとり親等の自立支援

ひとり親家庭が増加しているなかで、ひとり親家庭等における児童の健全な育成を図るためには、子育て・生活支援策、就業支援策及び経済的支援策についての支援が必要です。

障がい児施策

障がいのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活を送ることができるように、保健、医療、福祉、教育等の連携により、子どもの発達段階に合わせた適切な医療及び医学的な支援、教育における支援及び経済対策支援の充実が求められています。

また、障がいの有無に関わらず共に生活できる環境づくりが大切であり、そのためには、相談体制の充実や、保育所（園）、幼稚園、学校での受け入れの推進等、各種の子育て支援事業との連携を図ることが必要です。

3 - 3 - (1) 児童虐待防止対策の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
84	乳児家庭全戸訪問事業の実施	すべての乳児のいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、地域の中で健やかに育成できる環境整備を図り、子育ての孤立化を防ぐ事業の実施を検討します。	子ども福祉課 保健相談センター
85	養育支援訪問事業の実施	養育支援が特に必要と思われる家庭を対象に、家庭訪問による支援を行い、家庭の中での適切な養育の実施を確保する事業の実施を検討します。	子ども福祉課 保健相談センター
86	要保護児童対策地域協議会の開催	福祉や保健、医療、教育、警察などの関係機関が相互に連携し、児童虐待の発生予防や早期発見・対応を図るために、会議を開催します。	子ども福祉課
87	児童虐待相談体制の充実	通告者や被害者、当事者が虐待に関する相談をできるよう、家庭児童相談室や福祉関係機関等の周知に努めるなど事業を充実します。 また、職員等に対し、虐待防止に関する研修を行います。	子ども福祉課
88	人権教育推進事業の実施	子どもの人権を無視した児童虐待の発生を予防し、早期に発見できる地域社会をつくるために、すべての大人が児童虐待に対する認識を深めるための講演会などを行います。	生涯学習課
89	「児童の権利に関する条約」の普及啓発	子どもの権利擁護を推進するため、広報紙等を活用し、条約の普及啓発に努めます。 また、子ども自身が条約を理解できる企画を検討します。	子ども福祉課

3 - 3 - (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
90	母子家庭自立支援教育訓練給付金の給付	母子家庭の母が適職に就くために必要な資格や技能を身に付けるため、市が指定する教育訓練講座を受講する場合に、その費用の一部を助成します。	子ども福祉課
91	母子家庭高等技能訓練促進費等の給付	母子家庭の母が看護師などの就職に有利な資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、一定期間について手当を給付します。 また、養成過程の修了後に一時金を給付します。	子ども福祉課
92	児童扶養手当の支給	18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母親または父親もしくは養育者に対し、生活の安定と自立の促進を図るため、手当を支給します。	子ども福祉課
93	ひとり親家庭等医療費支給事業の実施	ひとり親家庭の児童と母親または父親、及び両親のいない児童と養育者が、安心して医療を受けられるよう医療費の一部を助成します。	子ども福祉課
94	母子生活支援施設入所措置事業の実施	さまざまな問題によって、児童の養育が困難な母子をとともに施設に入所させ、保護します。 また、生活や住宅、教育等さまざまな問題について相談に応じ、自立を支援します。	子ども福祉課

3-3-(3) 障がい児施策の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
95	障がい児への訪問による相談及び支援	障がいがある子どもの発達を支援するため、家庭訪問による相談及び支援を行います。	保健相談センター
96	発育発達相談など相談事業の実施	乳幼児健康診査などで、心身の発達がゆるやかと思われる子どもとその保護者を対象に、医師などの専門職による疾病の早期発見や適切な相談支援を行います。 また、保護者が安心して子育てができるよう、保健相談センターでの相談機能を充実します。	保健相談センター
97	福祉幼児教室（つくしんぼ教室）の充実	心身の発達がややゆるやかな子どもとその保護者を対象に、子どもの発達とよりよい親子関係の形成を支援する教室を開催します。 また、教室の事業内容を充実します。	子ども福祉課
98	保育所（園）や学童保育室などでの障がい児受け入れ体制の整備	障がいや発達に遅れのみられる幼児や児童を対象に、加配保育士等を配置するなど、保育所（園）や学童保育室などでの受け入れ体制を整備します。	子ども福祉課
99	心身障がい児通園奨励費補助金の助成	知的障がい児通園施設や特別支援学校に通園・通学している障がい児の保護者を対象に、通園・通学を奨励するため、保護者の経済的負担を軽減します。	社会福祉課
100	補装具の交付・修理及び日常生活用具の給付・貸与	身体障がい者手帳の交付を受けた身体障がい児（者）を対象に、自立を支援するため、補装具の交付や日常生活用具の給付・貸与を行います。	社会福祉課
101	障がい児福祉手当の支給	在宅の重度障がい児を対象に、福祉の増進を図るため、手当を支給します。	社会福祉課
102	障がい児のためのショートステイの実施	保護者が病気などを理由に一時的に介護できなくなった場合に、障がいのある子どもを短期的に障がい者施設等に入所できる事業を実施します。	社会福祉課
103	障がい児のためのホームヘルプサービスの実施	障がいのある子どもを対象に、健全で安らかな生活が送れるよう、障がい児の家庭にヘルパーを派遣します。	社会福祉課
104	障がい児（者）生活サポート事業の実施	在宅の身体障がい者手帳及び療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けている障がい児（者）を対象に、障がい児の福祉の向上と介護者の負担軽減を図るため、市に登録された民間サービス団体を利用し、介護人の派遣等を行います。	社会福祉課
105	児童デイサービスの実施	療育の観点から、個別療育、集団療育を行う必要が認められた児童について、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。	社会福祉課
106	移動支援事業の実施	屋外での移動に困難がある障がい児（者）について、外出のための支援を行います。	社会福祉課
107	日中一時支援事業の実施	障がい児（者）の日中における活動の場を確保し、障がい児等の家族の就労支援及び日常的に介護をしている家族の一時的な休息の確保を行います。	社会福祉課
108	障がい児（者）のための医療費の助成	重度心身障がい児（者）を対象に、障がい児の保健と福祉の向上を図るため、医療費の助成を行います。	保険年金課
109	障がいについての理解を促すための市民への啓発	市民に対し、障がい者に対する「心の壁」を取り除くため、市の広報等を活用し、「障がい者の日」を周知するなど啓発を行います。	社会福祉課
110	福祉スポーツ大会の開催	スポーツなどを通じて、障がい児（者）相互、あるいは障がいのない人との交流が促進されるよう、スポーツ大会を開催します。	（社会福祉協議会）
111	小・中学校での福祉教育の実施	小・中学生を対象に、社会福祉に関する問題を解決する実践力を身につけるため、地域や老人福祉施設、障がい児（者）施設、特別支援学校との交流を行います。	学校教育課

基本目標 4 子どもが楽しく遊び、学べるまち

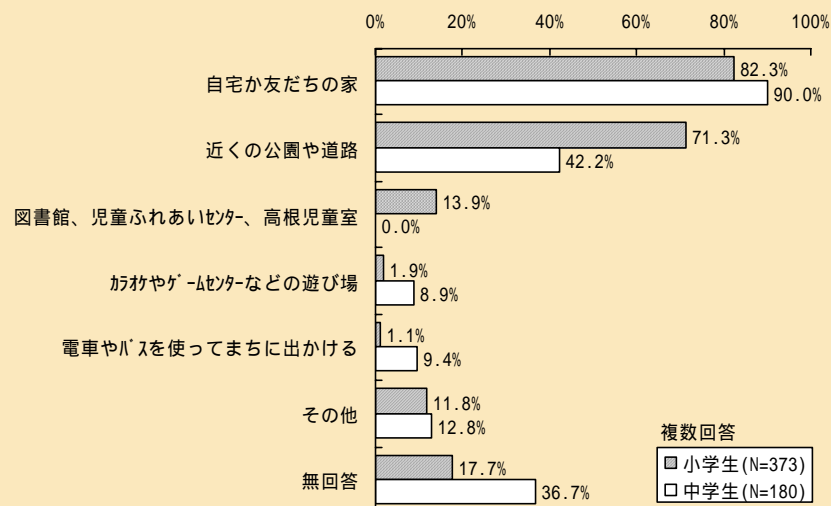
基本施策 4 - 1 子どもの遊びへの支援

子どもの居場所の確保

遊びは子どもたちにとって大きな楽しみであり、自然や友だちとふれあいながら遊ぶことで、地域の中で子ども同士の仲間意識や社会性の基礎が形成され、児童健全育成において重要な意味をもっています。

また、地域の協力を得て、スポーツや文化活動等を目的とした放課後における子どもの居場所づくりも必要です。

放課後の居場所（日高市小中学生アンケート調査より）



放課後の過ごし方として、ひとりや友だちと遊んでいると答えた子どもの居場所は、自宅か友だちの家、近くの公園や道路が多くなっています。

ひだかみんなの声（ニーズ調査より）

子どもの遊び場について

子どもが遊べる公園を増やしてほしい。

遊具など既存の公園の整備を充実してほしい。

4 - 1 - (1) 身近で魅力ある遊び場の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
112	既存公園（都市公園、ちびっ子広場、子ども広場、田波目ふれあい広場、巾着田及びふれあい広場、総合公園）の充実	子どもやその保護者が、子どもの年齢に応じて、安全で快適に楽しく過ごせる場を提供するために、公園などを維持管理します。 また、利用者の参画による維持管理を検討するなど事業内容を充実します。	環境課 産業振興課 子ども福祉課 都市計画課 生涯学習課
113	巾着田及びふれあい広場を活用した多様な交流事業の充実	子どもとその保護者が、日高の自然や季節を感じられる機会を提供するために、広場等を維持管理します。 また、自然体験を通じ、市内外の親子同士の交流事業の実施を検討するなど事業内容を充実します。	産業振興課
114	児童遊園地遊具整備事業の実施	地域からの要望に応じて設置した、公園等の敷地内にある児童遊園地遊具の維持管理等を行います。	(社会福祉協議会)

4 - 1 - (2) 子どもの居場所の確保

No.	事業名	事業内容	担当課
115	放課後子ども教室の実施	小学生を対象に、放課後の学校施設を利用して、地域のボランティア指導員によるスポーツや伝承遊び、工作などを通じ、地域との交流を図ります。 また、教室が全地域に広がるよう支援します。	生涯学習課



基本施策4 - 2 多様な体験機会の確保

多様な体験機会

子どもの自主性や豊かな心、健やかな体の育成は、子どもが主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。

次代の社会を担う子どもが、個性豊かに生きる力を身につけるためのさまざまな取り組みが求められています。

4 - 2 - (1) 地域活動の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
116	地域活動・ボランティア活動の推進	小・中学生を対象に、社会性や思いやりの心を育むため、子どもたちがボランティアとして地域活動や公民館活動に参加できるよう事業実施に努めます。	公民館
117	ひ・まわり探検隊事業の実施	小学生の夏季休業にあわせ、スタンプラリーや体験教室など、さまざまな体験を通じて、日高市について学ぶ機会を提供します。	生涯学習課
118	ジュニアリーダー候補生研修の実施	ジュニアリーダーを養成するため、小学5・6年生を対象に、レクリエーションや野外活動の講習を行い、行動力や指導力を養います。	生涯学習課
119	民間活力による青少年対策促進事業の実施	「地域の子どもは地域で守る」を合言葉に、地域、家庭、青少年関係団体等が互いに連携し一体となり、多くの市民が参加する青少年育成のための活動を展開します。また青少年関係団体を支援します。	生涯学習課
120	日高市民まつりの開催	「ふるさと日高、元気な日高」を創出するため、日高の産業に親子で親しみ、楽しめるイベントを開催します。	産業振興課
121	あいあいまつりの充実	総合福祉センターにおいて、福祉ボランティア団体による出店や活動PR、フリーマーケット、また、子ども向けアトラクションを行い、親子で楽しめる福祉・ボランティアの祭典を行います。	(社会福祉協議会)

4 - 2 - (2) 文化・芸術活動の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
122	「布の絵本」事業の実施	すべての子どもたちのために視覚や触覚により多角的に学べるように、ボランティア団体が作成した布の絵本を、貸出や学校訪問などで使用できるよう整備します。	図書館
123	本との出会い・読書ふれあい事業の実施	図書館が中心となり、ボランティアや学校と協力して「おはなしポケット」「チムチムくらぶ」「かがくあそび」、また、学校を訪問しての「おはなし会」「ブックトーク(本の紹介)」の講座を実施します。	図書館
124	図書館での子ども映画会などの開催	親子で楽しめる内容の映画を上映する子ども映画会を開催します。また、上映した映画の原作本を紹介するなど、読書活動の推進に努めます。	図書館
125	親子ふれあいコンサートの開催	生演奏のクラシックコンサートを親子で鑑賞することで、家族のコミュニケーションを深めるとともに、子どもたちの情操を育むことを目的に、コンサートを開催します。	生涯学習課
126	子ども俳句展の開催	小学生を対象に、夏季休業を活用して子どもたちに俳句を詠んでもらい、優秀作品を俳句展において展示します。また、優秀作品を印刷し、来場者等に配布します。	生涯学習課

4 - 2 - (3) スポーツ・レクリエーション活動の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
127	各種スポーツ教室の開催	小学生以上を対象に、市体育協会に登録する団体に委託し、水泳教室などの各種スポーツ教室の開催を支援します。	生涯学習課
128	各種スポーツイベントの開催	中学生以上を対象に、ソフトバレーボール大会などを通じ、健康・体力づくりを支援します。また、「日高かわせみマラソン大会」など親子でスポーツに親しめるイベントの開催を支援します。	生涯学習課
129	市民プール開故事業の実施	小・中学校の夏季休業にあわせ、中学生以下は無料で利用できる市民プールを開放します。	生涯学習課
130	スポーツ少年団の育成	小学生の健康と体力の増進などを図るため、各種スポーツの指導を行う団体を育成します。	生涯学習課

4 - 2 - (4) 自然・環境活動の促進

No.	事業名	事業内容	担当課
131	節水や水の再利用の啓発及び普及	小学生を対象に、水道施設の見学を受け入れ、節水や水の再利用思想の普及を図ります。	水道課
132	生活・自然活動体験の充実	小・中学生を対象に、世代間・地域間交流を図り、創造力豊かなたくましい子どもの育成に努めるため、農業体験、合宿通学などの生活体験やさざまな自然体験事業を実施します。	公民館
133	自然観察会における親子参加事業の充実	定例自然観察の中で、夏季休業などに、親子で参加できるようなメニューを組み入れるなど、内容を充実します。	環境課
134	清流保全対策事業の実施	小・中学生を対象に、清流保全意識の啓発を図るため、ポスターを募集し、市民まつり会場及び市役所ロビーなどに展示します。	環境課
135	緑の少年団活動への補助金の助成	小学生以上を対象に、緑の羽根募金活動や埼玉県植樹祭への参加、環境ボランティアの協力による林業体験活動など、緑を守り、育てる活動を支援します。また、活動が市内全地域に発展するよう、周知に努めます。	産業振興課

基本施策4 - 3 特色ある教育の充実

個性を生かす幼児・学校教育と教育相談体制

幼児期は人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえて、家庭や保育所（園）、幼稚園、小・中学校、地域が連携した教育環境の整備や教育相談体制が必要です。

また、次代の社会を担う子どもが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域の教育力を向上させるための取り組みが求められています。

特別支援教育

障がいのある子ども及びその親にとって、一人ひとりのニーズに合った適切な学校教育を受けることは重要です。

障がいの状態などに応じて、きめ細かな教育的支援を行うために、各学校等における特別支援体制の充実や、学校生活の中で障がいの有無に関わらず共に生活し、互いに成長しあう環境の整備が求められています。

4 - 3 - (1) 個性を生かす幼児・学校教育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
136	AETを活用した国際理解教育の実施	各学校区に1人ずつ、英語を母国語とした外国人の英語指導助手を採用し、小・中学生を対象に、国際理解教育を行います。	学校教育課
137	中学生海外派遣事業の実施	中学生を対象に、海外での生活体験による国際理解を図るため、海外に派遣する事業を実施します。	学校教育課
138	教育機器等の整備	小・中学生の学習意欲の向上や授業等の円滑な進行を図るため、教育機器等を整備し、社会の変化に対応した教育環境を整備します。	学校教育課
139	学校施設等利用促進事業の実施	余裕教室などの施設を、地域住民が有効活用し、学校と地域との交流、連携を図ります。	教育総務課
140	教育の情報化の推進	小・中学生を対象に、情報教育の推進を図るため、各学校のコンピュータ教室の施設や教育内容を充実します。 また、地域のボランティアによる指導者の確保を検討します。	学校教育課
141	保育所（園）、幼稚園の情報提供	保育や教育内容に関するパンフレットを配布し、情報を提供します。	子ども福祉課

4 - 3 - (2) 教育相談の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
142	ふれあい相談員やスクールカウンセラーによる相談の実施	小・中学生とその保護者、教員を対象に、教育相談を行います。 また、専門的知識を持つスクールカウンセラーによる相談を行います。	学校教育課
143	教育相談室での教育相談の実施	教育相談員が保護者や教員の相談にあたり、問題解決に必要な指導や助言を行います。	学校教育課
144	学校適応指導教室「ユリイカ」での支援	教育指導員により、不登校児童・生徒の適応指導に関わる相談と援助等を行います。	学校教育課

4 - 3 - (3) 特別支援教育の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
145	就学支援事業の実施	就学予定の障がいのある幼児や小・中学生の保護者を対象に、就学についての指導や相談を行います。	学校教育課
146	特別支援学級の設置	小・中学校に通う障がいのある児童生徒を対象に、一人ひとりに合った適切な教育を推進する学級を設置します。 また、通常の学級に通う児童生徒との交流の機会の確保に努めます。	学校教育課



基本施策4 - 4 次代の親の育成

いのちの大切さと生きる力を学ぶ機会

次代の社会を担う子どもたちが、生命の神秘さや尊さを学べるように乳幼児や妊産婦とふれあう機会や、社会の一員として自立できるように、将来の望ましい勤労観や夢が持てるような教育が必要です。

家庭や地域の教育力

核家族化や地域的なつながりの希薄化などの家庭や家庭を取り巻く社会環境の変化から、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

家庭の教育力を向上させるためには、親が学びや経験を通じて、親として育つよう支援することが重要です。

このために、子育てサービスや子育て情報の提供、子育て相談等の機会を利用した、子育て講座などの学習機会の提供が必要です。

有害環境対策

書籍やテレビ、ビデオ、ウェブサイトにおける性や暴力等に関する有害情報、また、インターネット上のいじめ等は、子どもたちにとって悪影響を与えると懸念されています。

また、これらは子どもたちの携帯電話やインターネット等の普及により容易に閲覧できる状況にあります。

このため、携帯電話及びインターネット等におけるフィルタリングや各種サービスの普及促進に努めることが必要です。

4 - 4 - (1) いのちを大切にできる機会の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
147	小・中学生と乳幼児とのふれあい体験の実施	次代の親となる小・中学生に対し、いのちの大切さを実感できるよう、乳幼児とふれあう機会をつくります。	学校教育課
148	子どもの心と健康への支援	小児精神保健医療に関する情報の提供を行うなど、子どもの心と健康への支援を行います。	保健相談センター
149	学校人権教育推進事業の実施	学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高める教育を行います。	学校教育課

4 - 4 - (2) 生きる力の育成に向けた教育環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
150	中学生職場体験事業の実施	中学生を対象に、将来の進路選択の参考となるよう、市内の農家や商店、工場、企業、公共施設においてさまざまな職場体験活動を行います。	学校教育課

4 - 4 - (3) 家庭や地域の教育力の向上

No.	事業名	事業内容	担当課
151	幼児家庭教育学級の充実	幼児の保護者を対象に、家庭での教育のあり方や子どもへの接し方を学ぶ機会を提供します。また、参加者同士の交流から、子育てに役立つ情報を交換し合えるよう、支援内容を充実します。	公民館
152	小・中学校家庭教育学級の開催	小・中学生の保護者を対象に、学童期の子どもの発達や思春期の子どもたちが抱える悩みや不安などを理解し対応するための学習機会の提供を図ります。	公民館
153	社会教育指導員の配置	子育て中の保護者やPTAなどの社会教育関係団体を対象に、家庭教育や人権教育を行う専門的知識を持った指導者を配置します。	生涯学習課

4 - 4 - (4) 有害環境対策の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
154	非行防止対策の推進	中学校や日高高等学校の生徒を対象に、青少年育成日高市民会議等の協力により、薬物乱用防止キャンペーンや啓発リーフレットを配布するなど非行の防止に努めます。	生涯学習課
155	青少年に有害な環境対策の推進	青少年育成日高市民会議等の協力のもと、青少年に有害なピア等の排除や非行及び犯罪を未然に防止するために、夜間パトロール等を行います。	生涯学習課
156	インターネット等による有害情報へのアクセス防止	各学校とNPO法人が連携をし、児童生徒・保護者に有害情報へのアクセス防止等の指導、情報提供、啓発活動を行います。	学校教育課

第5章

目標事業量の設定

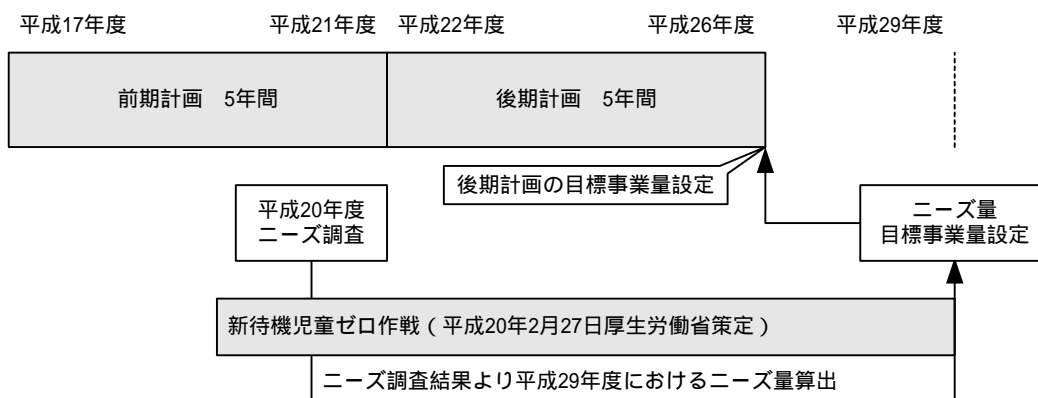
第1節 特定事業の目標事業量とニーズ量

次世代育成支援行動計画では、保育サービス、放課後児童健全育成事業、その他の次世代育成支援対策に係る事業について、国から定量的目標事業量の設定が求められています。日高市では次の事業について設定しました。

1. 通常保育事業
2. 延長保育事業
3. 夜間保育事業
4. トワイライトステイ事業（子育て短期支援事業）
5. 休日保育事業
6. 病児・病後児保育事業
7. 放課後児童健全育成事業（学童保育室）
8. 地域子育て支援拠点事業
9. 一時預かり事業（一時的保育事業）
10. ショートステイ事業（子育て短期支援事業）
11. ファミリー・サポート・センター事業

この目標事業量については、平成20年に実施した「次世代育成支援に関するニーズ調査」結果より算出¹したニーズ量を基に設定しています。

また、国の指針に基づき、「新待機児童ゼロ作戦（平成20年2月27日厚生労働省策定）」の最終年度である平成29年度に達成されるべき目標事業量を設定した上で、現状のサービス基盤の設置状況等を踏まえ、平成26年度の目標事業量を設定しています。



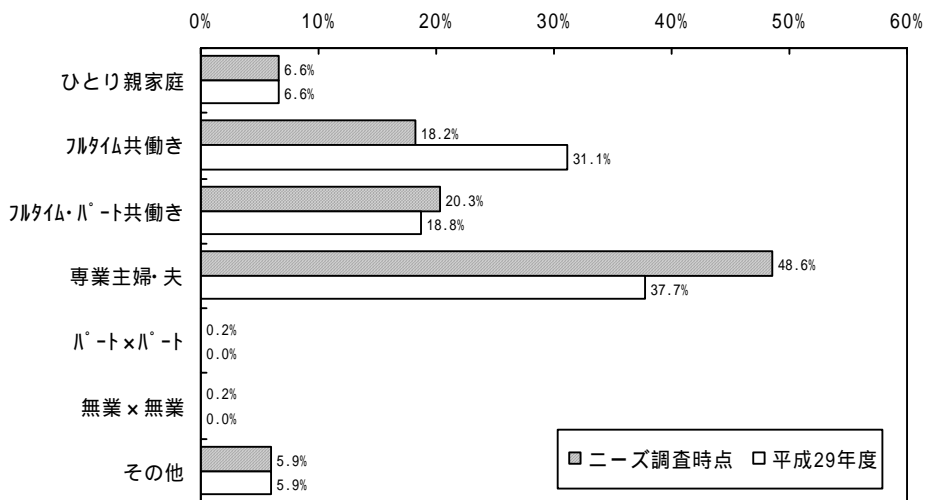
1 ニーズ量は、厚生労働省の算出方法を用いている。

家族類型の変化

平成29年度の保育サービスニーズ量は、ニーズ調査結果から今後の母親の就労希望による就労形態の変化を見込んで算出しています。

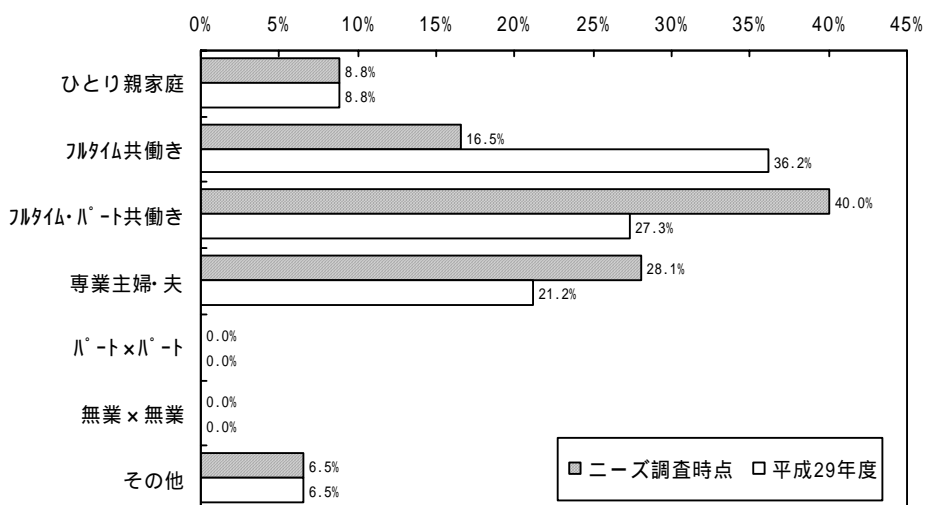
ニーズ調査結果から求める、ニーズ調査時点の家族類型（父親や母親の就労形態の組み合わせ）と平成29年度の家族類型を比較すると、母親の今後の「フルタイムへの転換希望」や「未就労者のパート、フルタイムへの就労希望」により、共働き世帯が増加すると予測されます。

家族類型の変化（就学前児童0歳～5歳世帯）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3（就学前回答者数 576）

家族類型の変化（小学校児童6～8歳世帯）



資料：次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書 H21.3（小学校回答者数 260）

平成 29 年度末の推計人口

年齢	平成 29 年度末推計人口
0 歳児	297 人
1 歳児	328 人
2 歳児	364 人
3 歳児	402 人
4 歳児	422 人
5 歳児	448 人
6 歳児	487 人
7 歳児	513 人
8 歳児	515 人

ニーズ調査結果から算出した平成 29 年度のニーズ量及びサービス利用率

事業名	ニーズ量		サービス利用率	
通常保育事業	0～2 歳児	384 人	0～2 歳児	38.9%
	3～5 歳児	530 人	3～5 歳児	41.7%
延長保育事業	0～5 歳児	762 人	0～5 歳児	33.7%
夜間保育事業	0～5 歳児	141 人	0～5 歳児	6.2%
トワイライトステイ事業	0～5 歳児	51 人	0～5 歳児	2.3%
休日保育事業	0～5 歳児	53 人	0～5 歳児	2.4%
病児・病後児保育事業	0～5 歳児	35 人	0～5 歳児	1.5%
放課後児童健全育成事業	6～8 歳児	573 人	6～8 歳児	37.8%
一時預かり事業	0～5 歳児	231 人	0～5 歳児	10.2%

地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ事業についてはニーズ量設定はなし。

第2節 後期計画における特定事業の目標設定（平成26年度）

1. 通常保育事業

事業の内容

保護者が労働または疾病等により、家庭において保育をすることができない乳幼児を対象に、保育所（園）で保育します。

施策の方向性

共働き世帯等の増加に伴い、保育の需要は増加しています。

また、低年齢児保育についても需要の拡大が予想されるので、定員数の拡大を検討します。

目標事業量

平成21年度 実施見込	平成26年度 目標事業量
0～2歳児 283人	0～2歳児 381人
3～5歳児 540人	3～5歳児 570人

2. 延長保育事業

事業の内容

民間保育園に通園する乳幼児の保護者を対象に、保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育します。

施策の方向性

就労希望の増加や就労形態の多様化による、延長保育の需要に対処します。

目標事業量

平成21年度 実施見込	平成26年度 目標事業量
0～5歳児 8人 実施か所数4か所	0～5歳児 24人 実施か所数4か所

平成21年度 実施見込 8人は、年間の開所日数を240日としているので、年間利用者数1,814人/240=8人（小数点第一位四捨五入）とする。

3. 夜間保育事業

事業の内容

保護者が夜間に勤務する場合に、保育所（園）で保育します。

施策の方向性

ニーズが発生した場合は、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）で対応するとともに、需要の推移を見極めながら事業の実施を検討します。

目標事業量

平成 21 年度 実施見込	平成 26 年度 目標事業量
0～5 歳児 0 人	0～5 歳児 0 人

4. トワイライトステイ事業（子育て短期支援事業）

事業の内容

保護者が労働等により夜間や休日に家庭において保育することができない児童を対象に、児童養護施設等で夜間や休日に預かります。

施策の方向性

現状を維持し、需要の推移を見極めながら事業の拡大を検討します。

目標事業量

平成 21 年度 実施見込	平成 26 年度 目標事業量
0～5 歳児 定員数 3 人 実施か所数 1 か所	0～5 歳児 定員数 3 人 実施か所数 1 か所

5. 休日保育事業

事業の内容

保護者が休・祝日に勤務する場合に、保育所（園）で保育します。

施策の方向性

需要の推移を見極めながら事業の実施を検討します。

目標事業量

平成21年度 実施見込	平成26年度 目標事業量
0～5歳児 0人	0～5歳児 0人

6. 病児・病後児保育事業

事業の内容

保育所（園）に入所している児童のうち、疾病・疾病回復期にある児童を保育できない場合に、保育所（園）、医療施設等で保育士または看護師が保育します。

施策の方向性

病気の回復期においての預かり保育の需要に対応するため、今後の推移を見極めながら、事業の拡大を検討します。

目標事業量

平成21年度 実施見込	平成26年度 目標事業量
0人	【病後児対応型】 0～5歳児 定員数4人 実施か所数 1か所

7. 放課後児童健全育成事業（学童保育室）

事業の内容

保護者の労働または疾病等により、放課後の家庭が常時留守になっている小学生を対象に、学童保育室で保育します。

施策の方向性

就労希望の増加に伴い、学童保育室の需要は増加しています。これらのニーズに対応するため、今後の需要の推移を見極めながら施設整備を検討します。

目標事業量

平成 21 年度 実施見込	平成 26 年度 目標事業量
6～8 歳児 定員数 370 人 実施か所数 7 か所	6～8 歳児 定員数 430 人 実施か所数 8 か所

8. 地域子育て支援拠点事業

事業の内容

子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

施策の方向性

地域の子育て家庭に対する育児支援を充実させるため、施設の整備を推進します。

目標事業量

平成 21 年度 実施見込	平成 26 年度 目標事業量
1 か所	2 か所

9. 一時預かり事業（一時的保育事業）

事業の内容

保護者が疾病や出産、通院、冠婚葬祭またはリフレッシュなどを理由に保育ができない就学前児童を対象に、保育所（園）において一時的に保育します。

施策の方向性

一時的保育の需要は増加しています。これに対応するため需要の推移を見極めながら事業の拡大を検討します。

目標事業量

平成21年度 実施見込	平成26年度 目標事業量
0～5歳児 定員数7人 実施か所数4か所	0～5歳児 定員数15人 実施か所数5か所

10. ショートステイ事業（子育て短期支援事業）

事業の内容

保護者の疾病または疲労等により、家庭において保育することができない児童を対象に、児童養護施設等で一時的に短期間預かります。

施策の方向性

現状を維持し、需要の推移を見極めながら事業の拡大を検討します。

目標事業量

平成21年度 実施見込	平成26年度 目標事業量
0～5歳児 定員数3人 実施か所数1か所	0～5歳児 定員数3人 実施か所数1か所

11. ファミリー・サポート・センター事業

事業の内容

保育所（園）への送迎や一時的な預かりなど有償で行う、育児の援助を受けたい人と行いたい人からなる育児の助け合いを行います。

施策の方向性

NPO 法人等を活用し、実施を検討します。

目標事業量

平成 21 年度 実施見込	平成 26 年度 目標事業量
0 か所	1 か所



第 6 章

次世代育成支援行動計画の推進体制

1．取組方針

この計画は、日高市の少子化対策及び子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組んでいく必要があります。

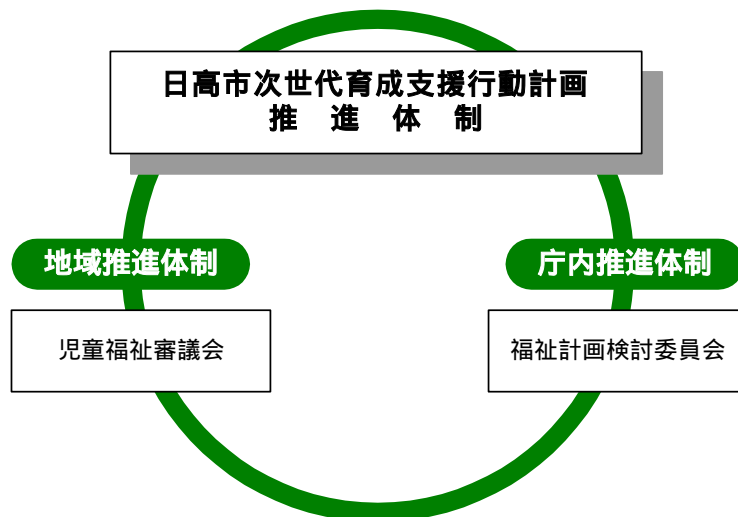
また、子育て支援は社会全体で取り組むべきであるという観点から、日高市のすべての家庭や事業主、子育て支援活動をしている団体をはじめとした、市民一人ひとりが行政と協力して計画を推進します。

2．庁内推進体制

庁内の関係各課からなる「福祉計画検討委員会」において、事業実施に伴う調整や計画実施状況の把握と検討を行います。

3．地域推進協議会の設置

学識経験者や関係団体からなる「児童福祉審議会」において、計画実施状況の把握と検討を行います。



4. 計画の進捗管理と点検・評価

この行動計画の推進にあたっては、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検・評価し、その結果をその後の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

そこで、「福祉計画検討委員会」と「児童福祉審議会」において、関係各課の連携のもとに、実施状況を把握・点検し、各施策を総合的かつ計画的に推進します。

さらに、利用者の視点に立った声を生かせるように、広報や市のホームページ等を活用して子育て支援に対する意見聴取を行い、社会経済情勢の変化に対応するよう計画の実効性や見直しの検討に努めます。

利用者の視点に立った子育ての評価指標

評価項目	現状	目標
現在の生活の中で、子育て環境が「整っている」と回答した割合	30.5%	数値の上昇
子育てを「楽しいと感じることが多い」と回答した割合	56.2%	数値の上昇

日高市の現状（平成20年度ニーズ調査より）

子育て環境が「整っている」と感じる割合

就学前児童保護者 578 人のうち、「十分整っている」が 31 人、「やや整っている」が 146 人となっています。

また、小学校児童保護者 595 人のうち、「十分整っている」が 31 人、「やや整っている」が 150 人となっています。

現 状： $358 / 1,173 \times 100 = 30.5\%$

子育てを「楽しいと感じることが多い」割合

就学前児童保護者 578 人のうち、「楽しいと感じることが多い」が 336 人となっています。

また、小学校児童保護者 595 人のうち、「楽しいと感じることが多い」が 323 人となっています。

現 状： $659 / 1,173 \times 100 = 56.2\%$

資料編

次世代育成支援行動計画後期計画策定の経緯

期 日	内 容	
平成 20 年 12 月	日高市次世代育成支援に関するニーズ調査実施	
平成 21 年 7 月 29 日	第 1 回日高市次世代育成支援行動 計画策定委員会	・次世代育成支援に関するニーズ調査結 果報告書について ・日高市次世代育成支援行動計画後期計 画の策定について
	第 1 回日高市福祉計画検討委員会	
8 月 25 日	第 2 回日高市福祉計画検討委員会	・人口推計及び事業量推計について ・基本的な視点、基本理念、基本目標に ついて ・小学生、中生意識調査について
8 月 27 日	第 2 回日高市次世代育成支援行動 計画策定委員会	
10 月	小学生、中生意識調査実施	
11 月 9 日	第 3 回日高市福祉計画検討委員会	・小学生、中生意識調査について ・基本的な視点について ・施策の体系について ・次世代育成支援行動計画前期計画事業 進捗状況について ・日高市次世代育成支援行動計画後期計 画骨子について
11 月 11 日	第 3 回日高市次世代育成支援行動 計画策定委員会	
11 月 30 日	高校生ヒアリング調査実施	
12 月	市民コメント手続きによる意見募集	
12 月 2 日	子育てボランティアヒアリング調査実施	
12 月 17 日	児童ふれあいセンター利用者ヒアリング調査実施	
平成 22 年 1 月 18 日	第 4 回日高市福祉計画検討委員会	・小学生、中生意識調査について(報 告) ・日高市次世代育成支援行動計画後期計 画(素案)について
	1 月 20 日	
2 月 18 日	第 5 回日高市福祉計画検討委員会	・日高市次世代育成支援行動計画後期計 画(案)について
2 月 23 日	第 5 回日高市次世代育成支援行動 計画策定委員会	

日高市次世代育成支援行動計画策定委員会要綱

平成20年12月19日告示第365号

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく日高市次世代育成支援行動計画(以下「計画」という。)を策定するため、日高市次世代育成支援行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画の案を作成し、市長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関を代表する者
- (4) 知識経験を有する者

3 市長は、前項第1号に掲げる者のうちから委員を委嘱する場合は、公募するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部子ども福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、計画の策定の日をもって、その効力を失う。

日高市次世代育成支援行動計画策定委員会 委員名簿

敬称省略

区 分	氏 名	備 考
市民	平田 保	公募
関係団体の代表者	高木 祥子	私立保育園の代表
	委員長 野々宮 加代子	幼稚園の代表
	中村 庸子	子育てサークル・ボランティアの代表
	小山 奈美子	学童保育の会の代表
	新井 信子	主任児童委員の代表
	本間 英之	P T A 連合会の代表
	関根 美智子	児童養護施設（同仁学院）施設長
関係行政機関の代表者	土屋 礼子	小中学校長会の代表
	鈴木 智子	川越児童相談所長
	猪野 勝美	坂戸保健所保健予防推進担当部長
	黒川 正一	日高特別支援学校長
知識経験を有する者	川原 和美	労働者の代表 ニチバン株式会社埼玉工場
	高橋 裕之	事業者の代表 株式会社日本標準統合物流センター
	副委員長 木村 たき子	日本こども家庭総合研究所嘱託研究員

日高市福祉計画検討委員会設置規程

平成18年3月27日訓令第2号

(設置)

第1条 日高市事務組織規則(平成17年規則第31号)第13条の規定に基づき、日高市福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる計画の策定及び見直しその他当該計画に係る必要な事項について調査審議する。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項に規定する市町村障害者計画
- (3) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画
- (4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の18第1項に規定する市町村老人保健計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画
- (5) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に規定する市町村行動計画

(組織)

第3条 委員会は、委員22人をもって組織する。

2 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、健康福祉部長の職にある者をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会の事務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に出席する委員を指名することができる。

(作業部会)

第6条 委員会に、所掌事務に係る専門的事項を調査研究するため、別表第2に掲げる作業部会を置く。

- 2 作業部会の委員は、職員のうちから市長が任命する。
- 3 作業部会に、部会長及び副部会長を置き、作業部会の委員の互選により定める。
- 4 部会長は、作業部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 7 部会長は、会議が終了したときは、その経過及び結果を整理し、委員長に報告するものとする。

(関係職員の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係職員から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日訓令第2号抄)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日訓令第5号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

健康福祉部長

総務課長

安心安全課長

秘書課長

管財課長

企画課長

税務課長

市民課長

環境課長

産業振興課長

社会福祉課長

介護福祉課長

子ども福祉課長

保険年金課長

保健相談センター所長

建設課長

都市計画課長

建築指導課長

学校教育課長

生涯学習課長

別表第2（第6条関係）

地域福祉計画策定作業部会

障害者計画策定作業部会

障害福祉計画策定作業部会

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定作業部会

次世代育成支援行動計画策定作業部会

各種調査の概要

次世代育成支援に関するニーズ調査

(1) 調査の目的

後期計画の策定にあたり、就学前児童（0歳～5歳）、小学校児童（6歳～12歳）保護者の保育や子育てに関するニーズ、児童・生徒の生活状況等、子育てに対する考え方等を把握し、将来必要なサービスの事業量算出及び支援策検討の基礎資料とし、後期計画に反映させることを目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査設計

調査対象及び抽出方法

本調査は、日高市に在住の就学前児童及び小学校児童の保護者を対象に実施しました。

調査対象者数、抽出方法等については、下表のとおりとなります。

区 分	調査対象者数	調査対象
就学前児童	1,098名	無作為抽出
小学校児童	1,100名	無作為抽出

調査時期及び調査方法

調査時期：平成20年12月

調査方法：調査票による本人記入方式。郵送による配布・回収調査。

(3) 回収率

就学前児童及び小学校児童の保護者の回収率は、下表のとおりとなります。

区 分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,098	578	52.6%
小学校児童	1,100	595	54.1%

(4) 調査項目

就学前児童及び小学校児童の保護者

共通項目：年齢、家族の状況などの属性

個別項目：

就学前児童保護者：両親の就労状況、保育サービス及び子育て支援サービスの利用状況と認知度・利用意向・満足度、日高市の子育て環境等

小学校児童保護者：両親の就労状況、放課後児童クラブの利用状況と利用意向、保育サービス及び子育て支援サービスの利用状況と認知度・利用意向・満足度、日高市の子育て環境等

調査結果の概要については、第2章 第3節「ニーズ調査結果からみた子育て状況」に掲載しています。

次世代育成支援に関する小学生・中学生意識調査

(1) 調査の目的

後期計画の策定にあたり、小学5年生、中学2年生の生活実態や日常の過ごし方、将来の子育てに対する考え方を把握し、支援策検討の基礎資料を得ることを目的に意識調査を実施しました。

(2) 調査設計

調査対象及び抽出方法

本調査は、日高市の小中学校に通う児童・生徒を対象に実施しました。

- ・小学生：日高市の公立小学校5年生、全児童対象。
- ・中学生：日高市の公立中学校2年生、全生徒対象。

調査時期及び調査方法

調査時期：平成21年10月

調査方法：調査票による本人記入方式。ホームルーム等で直接配布。

(3) 回答数

小学校及び中学校の児童・生徒の回答数

小学5年生			中学2年生		
学校名	配布児童数	回答数	学校名	配布生徒数	回答数
高麗	36	36	高麗	40	39
高麗川	167	167	高麗川	147	141
高萩	85	80	高萩	107	104
高根	65	64	高根	73	60
高萩北	91	88	高萩北	84	74
武蔵台	62	60	武蔵台	59	57
小学計	506	495	中学計	510	475

(4) 調査項目

小学校及び中学校の児童・生徒

共通項目：性別、家族の状況などの属性

個別項目：

小学生：健康の状況、放課後の過ごし方、日常生活、タバコに対する認知度、日高市の生活・自然環境、将来の子育てに対する考え方

中学生：健康の状況、放課後の過ごし方、日常生活、タバコ及び薬物に対する認知度、家族とのかかわり、日高市の生活・自然環境、将来の子育てに対する考え方

次世代育成支援に関するヒアリング調査**(1) 子育てボランティア、児童ふれあいセンター利用者ヒアリング**

保護者の保育や子育てに関するニーズ、子どもの生活状況、子育てに対する考え方を把握し、支援策検討の基礎資料を得るため、ヒアリング調査を実施しました。

対象者：子育てボランティア（4名）

児童ふれあいセンター利用者（7名）

調査時期：平成21年12月

(2) 高校生ヒアリング

高校生の生活実態や将来への不安、子どもに対する考え方を把握し、支援策検討の基礎資料を得るため、ヒアリング調査を実施しました。

対象者：埼玉県立日高高等学校生徒（10名）

調査時期：平成21年11月

日高市次世代育成支援行動計画

子どもが まんなか 子育て応援団ひだか

平成 22 年 3 月発行

発 行 日高市

編 集 日高市 健康福祉部 子ども福祉課

〒350-1292 日高市大字南平沢 1020 番地

TEL 042-989-2111 (代表)

<http://www.city.hidaka.lg.jp>
